

令和6年度予算案の概要（老健局）の参考資料

I 令和6年度予算案の主要事項（一般会計）

1. 介護保険制度による介護サービスの確保等

- 介護保険制度による介護サービスの確保・・・2
- 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置・・・4

2. 地域包括ケアシステムの推進

【地域支援事業の推進と市町村支援】

- 地域支援事業の推進・・・6
- 地域づくり加速化事業・・・7

【保険者機能の強化、介護予防の取組】

- 保険者機能強化推進交付金等による保険者インセンティブの推進・・・8
- 保険者による自立支援、重度化防止、介護予防の横展開・・・9
- 大規模実証事業・・・13

【生涯現役社会の実現に向けた環境の整備等】

- 在宅福祉事業費補助金・・・15
- 高齢者福祉推進事業費補助金（全国健康福祉祭（ねんりんピック））・・・16
- 高齢者生きがい活動促進事業・・・17

【在宅医療・介護連携の推進】・・・18

【その他】

- 高齢者住まい・生活支援伴走支援事業・・・20
- 離島等サービス確保対策事業・・・21

3. 介護分野におけるDXの推進・科学的介護・生産性向上の取組を通じた介護サービスの質の向上等

【在宅医療・介護連携の推進】

- 科学的介護情報システム（LIFE）の改修・運用・・・22
- 科学的介護に向けた質の向上支援等事業・・・24
- 介護関連データ利活用に係る基盤構築事業・・・25
- 介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム
国家資格等情報連携・活用システムへの業務移行等事業・・・26

【生産性向上の取組を通じた介護サービスの質の向上等】

- 介護テクノロジー導入支援事業（地域医療介護総合確保基金）・・・35
- 介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金）・・・36
- 介護ロボット開発等加速化事業・・・38
- ケアプランデータ連携システム構築事業・・・39
- 介護事業所における生産性向上推進事業・・・40
- 電子申請届出サブシステムに係る伴走支援事業・・・41

4. 認知症施策の総合的な推進

- 【市町村における取組の推進】・・・43
- 【都道府県等による広域的な取組の推進】・・・44
- 【国による普及啓発】・・・48
- 【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】・・・50
- 【認知症研究の推進】・・・55

5. 介護人材の確保支援、介護サービス提供体制の整備、防災・減災対策の推進

【介護人材の確保】

- 地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保分）・・・56
- 介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業・・・59

【介護サービス提供体制の整備】

- 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）・・・60

【防災・減災対策の推進】

- 介護施設等における防災・減災対策の推進・・・61

6. その他

- 老人保健健康増進等事業・・・62
- 高齢者虐待への対応・・・63
- 高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業・・・64
- 感染症等の拡大防止等に係る介護事業所・施設等に対する
研修等支援・・・65

II 令和6年度予算案の主要事項（復興特別会計）

- 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置・・・66
- 医療・介護保険料等の収納対策等支援・・・70
- 被災地における介護サービス提供体制の確保・・・71
- 介護等のサポート拠点に対する支援
（被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援）・・・72

介護給付費負担金

令和6年度当初予算案 2兆4,269億円（2兆3,576億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的に、介護保険法に基づき、保険者に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の負担を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

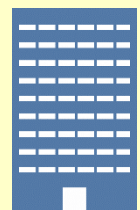
保険者に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行う。

実施主体：保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

負担割合：右図の通り

事業実績：交付先1,571保険者（令和4年度）

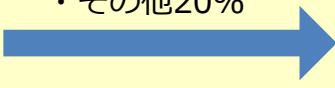
【事業スキーム】



厚生労働省

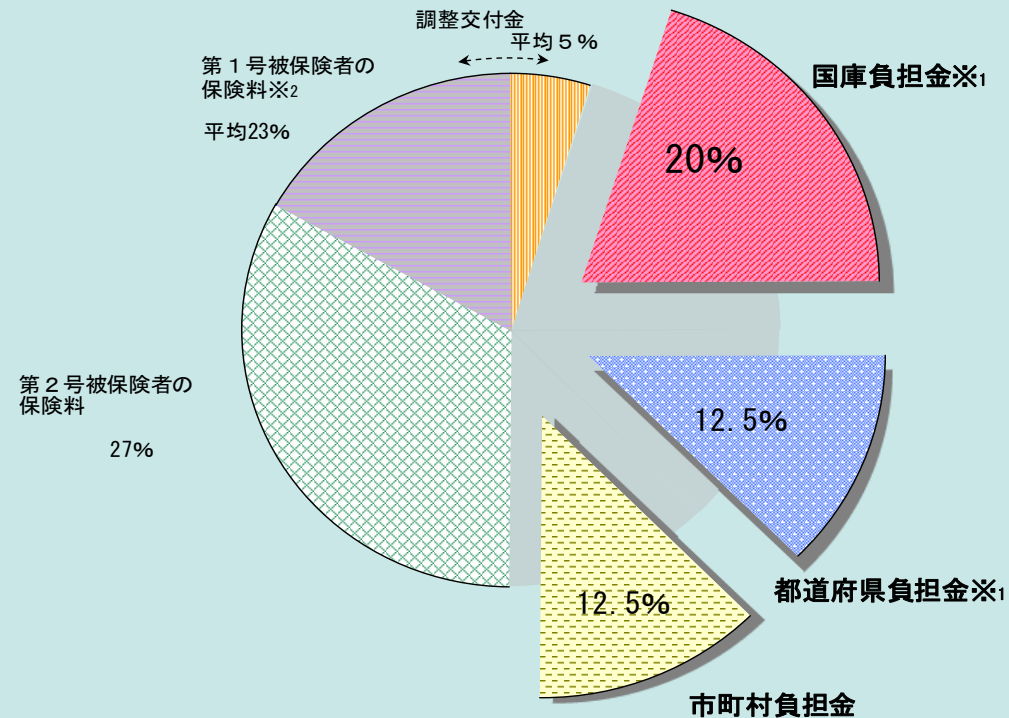
（負担）

- ・施設等給付費15%
- ・その他20%



保険者

【事業イメージ】



※1 施設等給付費（都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び特定施設に係る給付費）は国15%、都道府県17.5%

※2 低所得者の第一号保険料軽減措置分を除く

介護給付費財政調整交付金

令和6年度当初予算案 6,588億円（6,400億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的に、介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に要する費用の5%を総額として、各保険者（市町村）間における介護保険の財政調整を行うもの。

2 事業スキーム

【事業の概要】

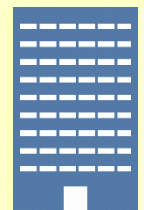
介護給付及び予防給付に要する費用の5%を総額として、各保険者（市町村）間における介護保険の財政調整を行う。

実施主体：保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

負担割合：右図の通り

事業実績：交付先1,571保険者（令和4年度）

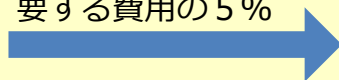
【事業スキーム】



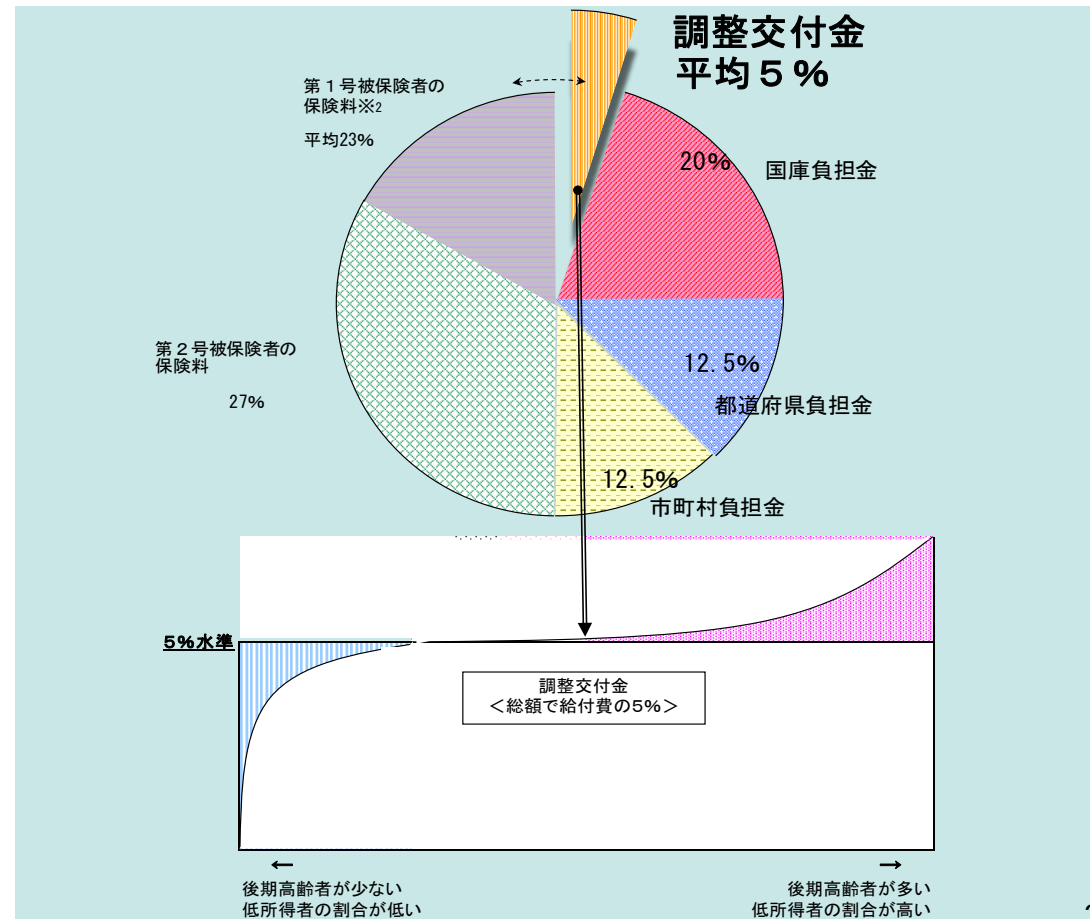
厚生労働省

(交付)

・介護給付及び予防給付に
要する費用の5%



保険者



介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置

令和6年度当初予算案 595億円（786億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的に、介護保険法に基づき、保険者に対し、低所得者の第1号介護保険料の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰り入れ事業に対する負担を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

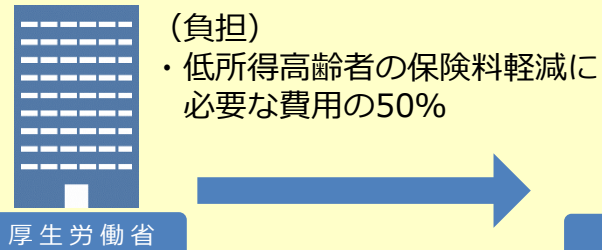
介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を実施

実施主体：保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

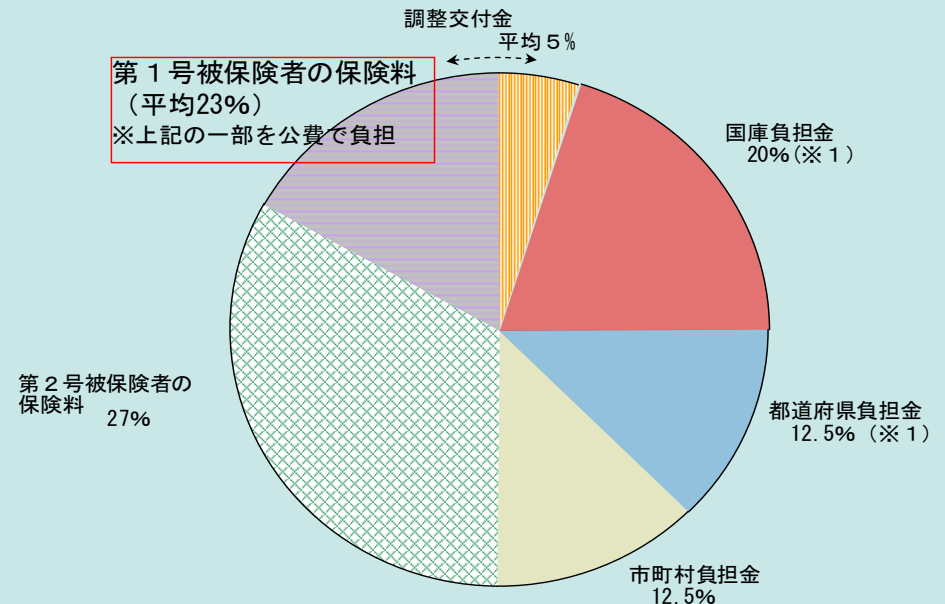
負担割合：国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4

事業実績：交付先1,571保険者（令和4年度）

【事業スキーム】



【事業イメージ】

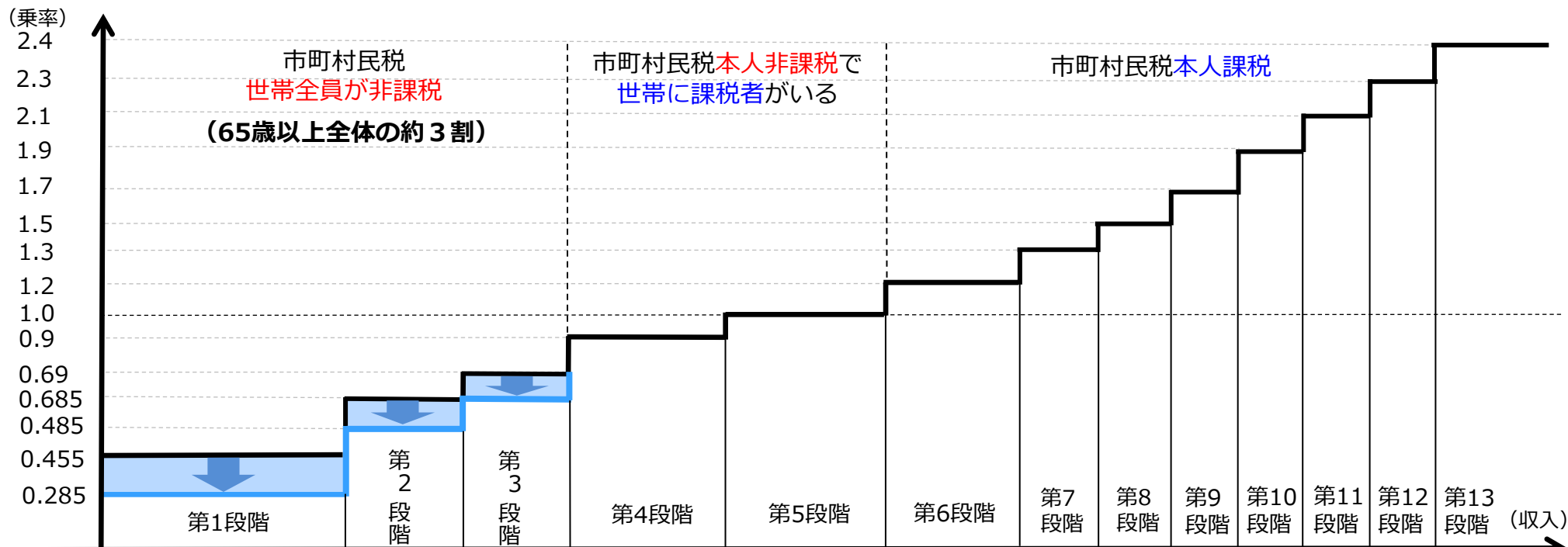


※1 施設等給付費（都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び特定施設に係る給付費）は国15%、都道府県17.5%

介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置

- 介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を実施。
- 市町村民税非課税世帯全体を対象として実施。（公費負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

※具体的な軽減幅は各割合の範囲内で市町村が条例で規定



<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ合計所得金120万円未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ合計所得金額720万円以上
--	---	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---

令和6年度当初予算案 1,804億円（1,933億円） ※（）内は前年度当初予算額

令和4年度予算額 : 1,928億円
交付決定額 : 1,759億円（執行率91.3%）

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



咲かそう、地域包括ケアの花！

2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成
(介護給付費の構成と同じ)
- ② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体 市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、
地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

1 事業の目的

令和6年度当初予算案 89百万円 (1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

- 団塊世代(1947~1949年生)が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修(全国・ブロック別)や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきたところ。
- 令和6年度においては、引き続き伴走的支援の実施を図りつつ、以下の内容の充実を図る。
 - ①今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、引き続き、全国8か所の地方厚生(支)局主導による支援を行うとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、**地域レベルでの取組を一層促進**していく。
 - ②また、令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実に集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、第9期を見据え、**生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築(全国シンポジウムの開催含む)を図る。**

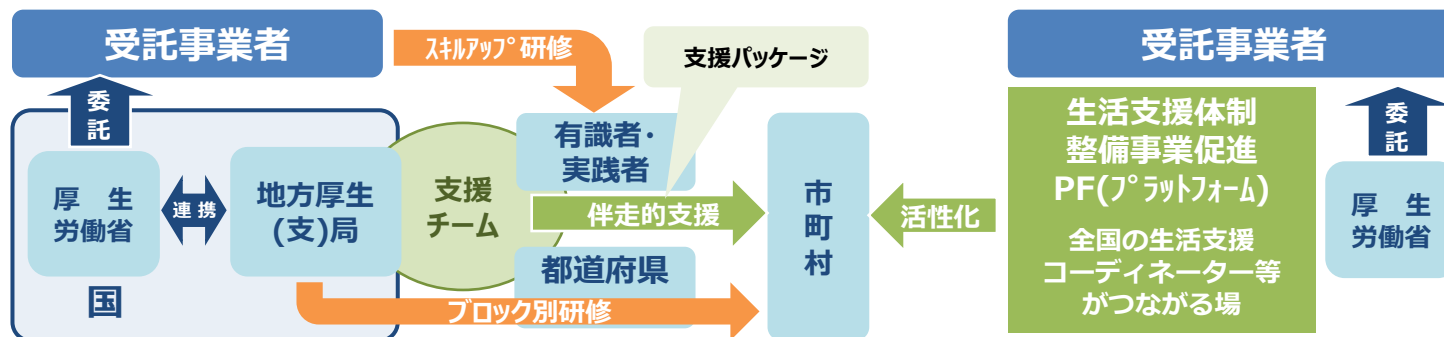
2 事業の概要・スキーム

1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① **地方厚生(支)局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施(全国24か所)**
・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修を併せて実施【拡充】
- ② **自治体向け研修の実施(各地方厚生(支)局ブロックごと)**
- ③ **支援パッケージ^(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実**
(注)市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。

2. 全国の生活支援コーディネーターや協議体等がつながるためのプラットフォーム(PF)を構築【新規】

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

- 国から民間事業者へ委託
- 国 → 受託事業者 (シンクタンク等)

【補助率】

- 国10/10

(実績)

令和4年度伴走支援を行った自治体 24自治体

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和6年度当初予算案（一般財源） 100億円（150億円）
（消費税財源） 200億円（200億円）

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。
- 令和5年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカムに関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減など、制度の効率化・重点化を図るための見直しを行ったところであり、令和6年度においてもこれらを踏まえつつ、引き続き保険者機能強化の推進を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。
- ※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使用範囲を限定。

【実施主体】

都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

- ①PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
- ②ケアマネジメントの質の向上
- ③多職種連携による地域ケア会議の活性化
- ④介護予防の推進
- ⑤介護給付適正化事業の推進
- ⑥要介護状態の維持・改善の度合い

【交付金の活用方法】

＜都道府県分＞

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

＜市町村分＞

国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な事業を充実。

【補助率・単価】

定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

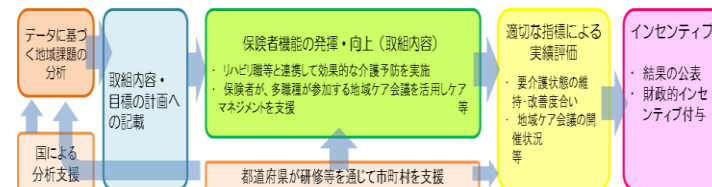
【負担割合】

国10/10

【事業実績】

交付先47都道府県及び1,571保険者（令和4年度）

＜交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ＞



令和6年度当初予算案 8百万円 (8百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

令和4年度予算額 : 8百万円
交付決定額 : 8百万円 (執行率100.0%)

1 事業の目的

- 高齢化が進展する中で、各市町村においては高齢者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態の軽減や悪化の防止に係る体制を整備することが重要であり、国が保険者機能強化のための都道府県が行う市町村支援のための中央研修を行う。
- 保険者がこうした取組を進めるに当たっては、医療・介護関係者はもとより地域住民や地域の多様な主体との連携が重要となるが、こうした取組の下支えとなる生活支援体制整備事業の一層の促進が求められる一方で、現状、現場では様々な課題を感じている。
- このため、平成29年度から実施している「保険者機能強化中央研修」について、令和6年度は、都道府県が、市町村や生活支援コーディネーター (SC) に対する支援を通じた保険者機能強化のための支援を行うことに重点化する。

2 事業創設の背景

- 生活支援体制整備事業について、保険者・SCが感じている主な課題は以下のとおり。

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備の方針を策定することが難しい。 ・整備の方針を、SCをはじめとした関係者と共有できていない。 ・SCに対して、活動目的や内容を明示できていない。 ・SCの活動に係る先進事例等の情報が提供できていない。 ・整備状況やSCの活動に対する評価を行うことができていない。
SC	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の成果は何か、活動がどう評価されているのかわからない。 ・他のSC等との横のつながりがなく、活動に孤独を感じる。 ・体制整備のために、何から取り組めばいいのかわからない。 ・介護予防や生活支援に資する地域活動を創出したり、その担い手を探したり養成したりすることが難しい。

- 地域包括ケアシステムの基盤となる生活支援体制整備事業の充実に向け、都道府県がその内容を理解し、適切な役割を担うとともに、保険者やSCが感じる課題解決に向けた支援を行うことが期待される。

3 事業内容等

事業内容

都道府県が地域包括ケアシステムの深化・推進のための生活支援体制整備事業をはじめとする関係施策の意義・目的を理解するとともに、管内の保険者やSCとの意識の共有のもとでの共創を推進するため、都道府県・管内保険者・SCの3者に対する合同研修を実施する。

研修プログラム (イメージ)

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に関する都道府県・保険者の役割
- 生活支援体制整備事業の意義・目的
- 生活支援体制整備事業を活用した地域づくりの推進

都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた保険者支援の手法 ・管内の生活支援体制整備の推進に資する都道府県の役割 ・保険者・SCに対する具体的な支援手法 (例) 市町村が整備に向けた課題に気づくことができるよう、必要な視点を提供する/市町村の実情や思いを理解し、良さや強みを引き出す/市町村の行動・変化に共感し、後押しする
市町村・SC	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた基本的な考え方 ・各地域において、生活支援体制を整備すべき理由とその意義 ・上記体制を整備するにあたり、SCが果たすべき役割 ・SCが地域で活動する際のプロセスや実際の活動事例 ・体制整備の一環として行う協議体の構築方法と具体例 ・体制整備の効果測定やこれを踏まえた事業費算定の方法 ・他の市町村・SCとの横のつながりづくり

参考：地域における介護予防・生活支援体制整備 市町村・SC・協議体が一体となって体制整備を推進

市町村

協議体

SC

地域において介護予防・生活支援に資する活動等を実施している団体等の参画を想定。

(例) NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ等

都道府県による広域的な調整・支援

令和6年度当初予算案 46百万円（44百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムを深化・推進し、地域の実情に応じた介護予防の取組を進めていくためには、機能回復訓練など「高齢者本人へのアプローチ（短期集中予防サービスC等）」とともに、地域づくりなど高齢者本人を取り巻く「環境へのアプローチ（通いの場等）」も含めたバランスのとれたアプローチを行うことが重要となる。
- 本事業では、介護予防の推進を図るため、自治体の課題解決や取組の推進に資する伴走型支援や、PDCAサイクルに沿った通いの場・サービスCの展開に資する研修会等を行う（①）。また、ポストコロナにおいて、通いの場をはじめとする介護予防の取組を再開・推進するため、本人や支援者向けの普及啓発も強化する（②）。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

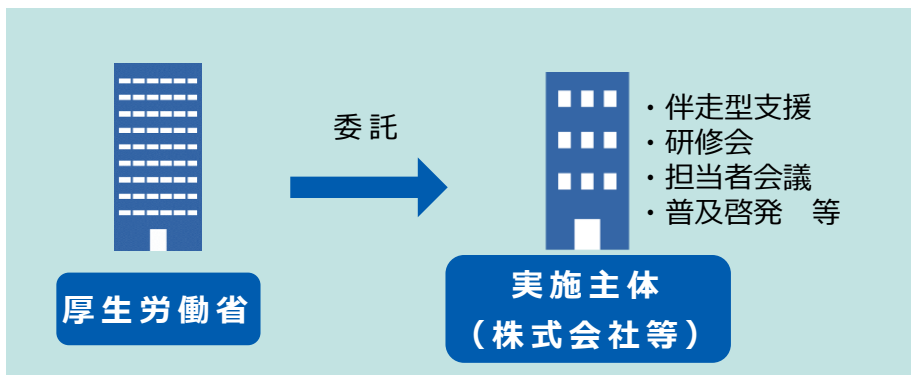
成果目標

市町村が地域の実情にあわせて介護予防の推進・充実を図ることを目標とする。

所要額

要介護認定調査委託費：46百万円

事業スキーム



事業イメージ

新型コロナウイルス感染症流行による外出自粛等の影響を踏まえつつ、介護予防を推進するための都道府県・市町村支援と、高齢者やその支援者に向けた広報等の普及啓発を両輪として進める。

①介護予防の推進のための都道府県・市町村支援

- 自治体における課題解決や取組の推進に資する伴走型支援
- PDCAサイクルに沿った取組の推進等に関する研修会の開催（テーマ：通いの場、サービスC）
- 先進的な自治体への現地視察研修の実施
- 都道府県による市町村支援の方策等を共有し効果的な介護予防の推進を図るための手引き作成・都道府県担当者会議の開催

②高齢者やその支援者向け普及啓発

- 介護予防普及啓発イベントの開催
- ホームページ等による情報発信
 - 新型コロナウイルス感染症の感染防止や外出自粛等にも配慮した効率的・効果的な情報発信
 - 介護予防の取組事例や、自治体が作成した体操動画、リーフレット等の横展開
 - HPアクセス解析、保守運用等

【参考】介護予防活動普及展開事業（平成28年度～）

事業の目的

介護予防の更なる推進のため、介護保険部会等の議論を踏まえ、PDCAサイクルに沿った事業展開となるような実践的な研修会の開催に加え、更なる取組の強化を図るため、より効果的な手法の検討や普及啓発等を行う。

令和6年度の主な事業内容

(1) 介護予防の推進に関する検討委員会の設置・開催

介護予防の取組を担う関係者、有識者等から構成される検討委員会を設置・開催し、介護予防に係る施策の推進方策や本事業を実施するに当たって必要となる事項の検討を行う。

(2) 都道府県等担当者会議の実施

都道府県等担当者会議を開催し、都道府県による市町村支援の方策等の共有や、効果的な介護予防の推進を図るための手引き（令和5年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）の成果を参照）の作成及び周知を行う。

(3) PDCAサイクルに沿った取組の推進に資する研修会の実施

市町村担当者を対象に、PDCAサイクルに沿った通いの場・サービスC等の取組を推進できるよう、「見える化」システムやKDB等も活用した介護予防に関するデータ収集・分析等も行いつつ、自治体の課題解決に資する研修会を実施する。

(4) 先進的な自治体への現地視察研修の実施

地域特性に応じた介護予防の取組を推進するため、効果的かつ魅力的な取組を展開している自治体に実際に赴いて学びを深める、現地視察研修を開催する。

(5) 自治体への伴走支援

市町村へ有識者を派遣し、介護予防・日常生活支援総合事業に係る継続的な市町村支援や、介護予防に従事する関係者に対する支援の在り方などについて、個別に助言・指導を行うことで効果的な伴走的支援を実施する。

(6) 普及啓発の実施

国民への認知度向上や自治体の取組促進への意欲向上にも資するよう、介護予防普及啓発イベントやホームページの運用等を行う。

介護予防と保健事業の一体的な取組に関する研修等支援事業

令和6年度当初予算案 9百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

・令和2年度より開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施※」について、市町村において取組が実施されるよう、令和5年度に介護予防推進に向けて介護につながる傷病別に高齢者個人単位の傷病状態や要介護状態等の変化を捉える分析機能をKDBシステムに搭載する予定である。

（※高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。）

・そのため、市町村が当該分析機能を活用して事業の企画立案を行い、PDCAサイクルに沿った介護予防の取組を推進できるよう研修会等を実施する。

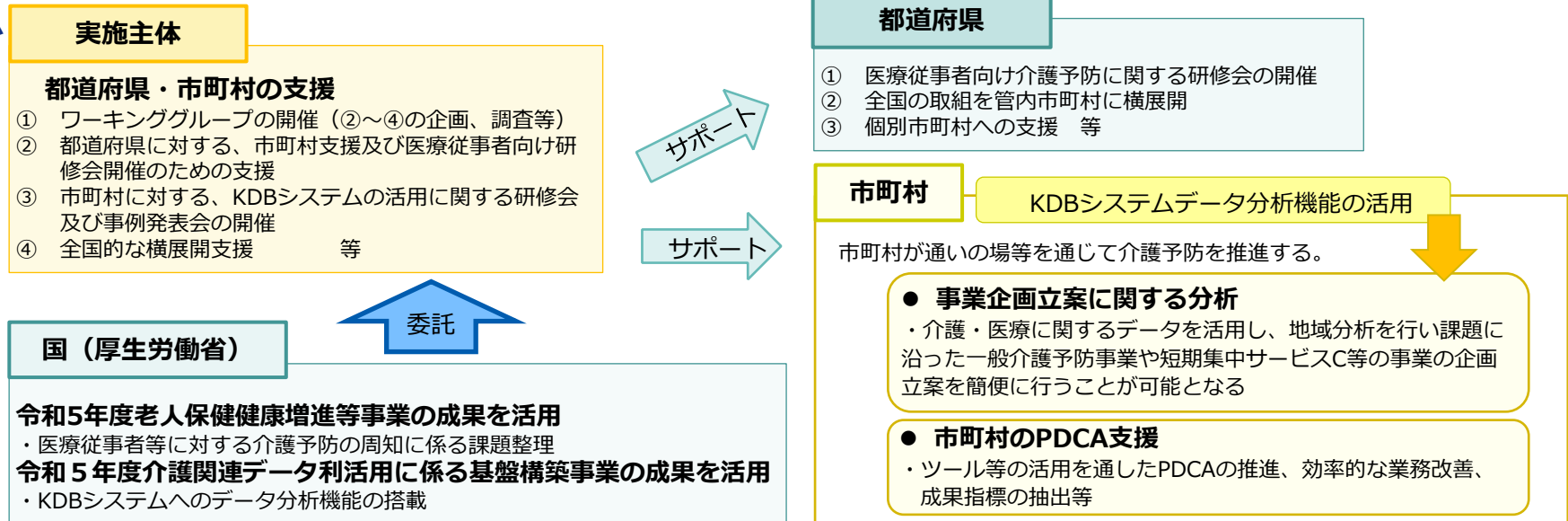
・また、医療機関等と連携した介護予防の取組を推進するため、都道府県が医療従事者向けの研修会を開催できるよう支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

成果目標

市町村が地域の実情にあわせた介護予防の推進・充実を図ることを目標とする。

事業スキーム



予算項目

要介護認定調査委託費：9百万円

大規模実証事業

令和6年度当初予算案 90百万円（90百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」において、介護が必要となった主な原因としては、「認知症」「脳血管疾患」が上位となっており、その予防のためには社会参加等の介護予防の取組と生活習慣病への取組を併せて行う必要性が指摘されている。
- 本事業では、健常な高齢者等に対して、AI・ICT等を活用した介護予防ツール等の介入を実施し、その効果検証等を行う。
- 令和6年度は、実証フィールドでの介入継続及び効果検証を行い、効果的な検証法・エビデンスの確立、エビデンスのある介護予防施策の提案、横展開を目指す。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

成果目標

社会参加と生活習慣病対策を通じた高齢者の健康づくり・介護予防の手法の検証を行うことにより、効果的な介護予防サービスの提供が期待できる。

所要額 介護保険事業費補助金 90百万円

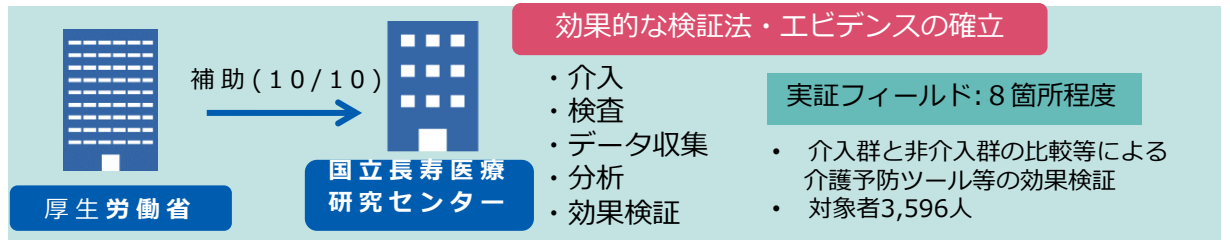
実施主体 国立長寿医療研究センター

補助率 10/10

実証のスケジュール

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
<ul style="list-style-type: none"> 実証事業全体のスキームにおける位置づけを検討 実証事業の詳細立案：実際の取組をベースに取組等をデザイン 実証フィールドの選定 <p>※予算事業としては実施せず</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実証フィールドに対し、介入実証を開始（1箇所） 介入実証の横展開に係る仕組みの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 実証フィールドに対する介入実証の継続 実証フィールドの増加（5箇所程度※） ※2020年度より継続の1箇所と新規4箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 実証フィールドに対する介入実証の継続（8箇所程度） 	<ul style="list-style-type: none"> 実証フィールドに対する介入実証の継続及び効果検証 ※中間評価に基づく効果検証を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 実証フィールドに対する介入実証の効果検証を踏まえた、効果的な検証法・エビデンスの確立 ※最終評価に基づく効果検証を行う エビデンスのある介護予防施策の提案、横展開

事業スキーム



骨太の方針等閣議決定の書きぶり等の備考

- 成長戦略実行計画（令和4年6月7日閣議決定）
- 第4章 中長期の経済財政運営 2. 持続可能な社会保障制度の構築
- 政策効果に関する実証事業を着実に実施するなどリハビリテーションを含め予防・重症化予防・健康づくりを推進する。

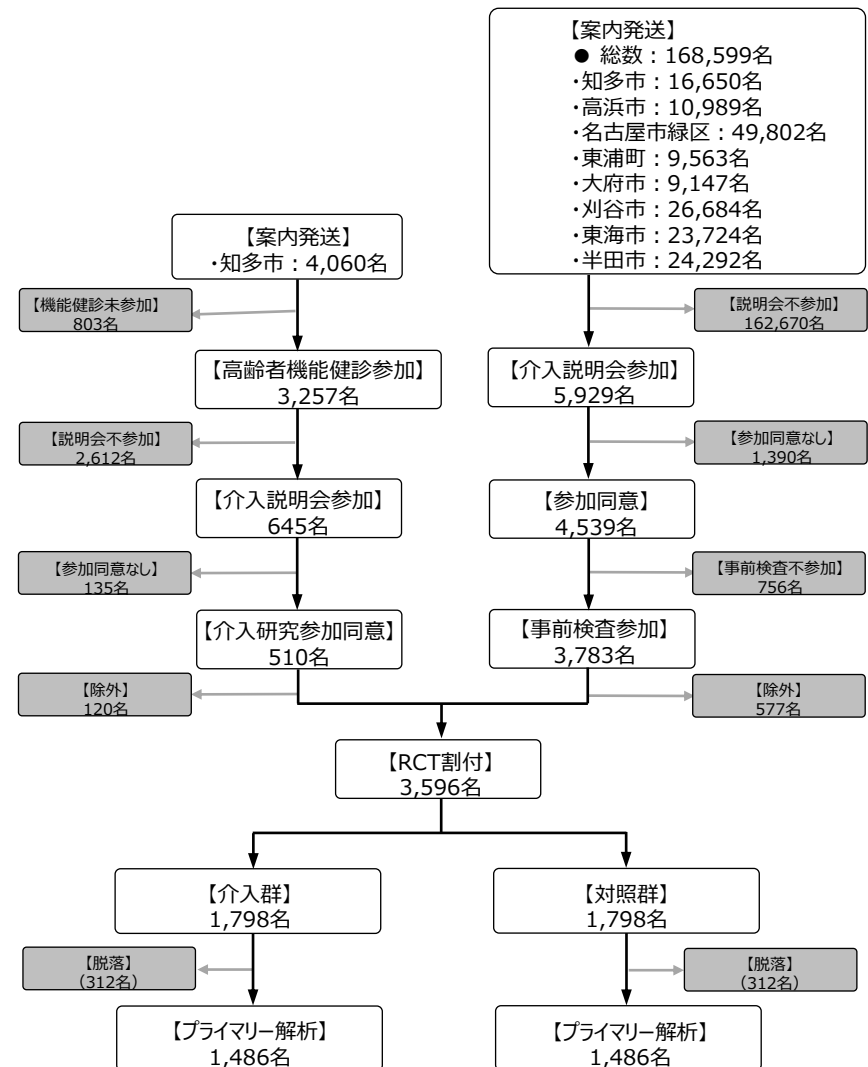
【参考】大規模実証事業の実証期間と実証イメージ

- 令和2年度より実証事業を開始しており、8つの市町をフィールドとして
 - 研究対象者数目標 3,498名に対し、令和4年度に目標の103%（3,596名）の組み込みが完了した。
 - ランダム化比較試験（RCT）にて、介入を30か月継続して実施中。
 - 組み込み15ヶ月後に中間評価、30ヶ月後に事後評価を行う。
 - その後、介護保険情報、医療レセプト情報、死亡転出情報等と合わせ解析し、2024（令和6）年度に中間取りまとめを行う。

スケジュール ※赤枠は本補助事業、介入は2025（令和7）年度まで継続

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025
対象者募集	←→					
事前機能検査	←→					
介入実施		←→ ※グループ分けが決まった者から、順次介入実施				
中間検査		←→ ※各対象者について開始から15か月時点で実施				
最終検査			←→ ※各対象者について開始から30か月時点で実施			
研究まとめ					←→	

対象者募集・選定フロー（～2023年2月）



在宅福祉事業費補助金

令和6年度当初予算案 23億円(24億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高齢化等に伴い、多くの高齢者が地域で元気に生活できる社会を構築していくことが必要であり、高齢者がスポーツ・児童育成・地域文化伝承・仲間づくり等々の個人の価値観に応じた様々な分野で活動し、生きがいを育み、かつ健康を維持していくことが極めて重要である。
- このような状況を踏まえ、全国各地に約8万クラブある老人クラブの高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や老人クラブ連合会の健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発を行う活動等に対し、必要な経費を支援する。
- 大規模災害発生直後に被災した高齢者等を個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 単位老人クラブ
 - ・ 単位老人クラブが行う高齢者の社会参加活動等の各種活動に対する助成
- 市町村老人クラブ連合会
 - ・ 市町村老人クラブが行う老人クラブの活動促進に資する各種取組や若手高齢者の組織化等を強力に推進していくための各種事業等に対する助成
- 都道府県・指定都市老人クラブ連合会
 - ・ 都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組や都道府県全域において、地域の支え合いや若手高齢者の活動支援を推進していくための各種事業に対する助成。
- 被災高齢者等把握等事業
 - ・ 被災した在宅高齢者等に対して、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法の適用から概ね3か月以内の間で、集中的に以下のような事業を実施する。
 - ア 在宅高齢者等への戸別訪問による現状把握の実施
 - イ 関係支援機関へのつなぎの実施
 - ウ 専門的な生活支援等の助言の実施
 - エ その他被災者の状態悪化の防止を図るため必要と認められた事業

3 実施主体等

【実施主体】
都道府県、指定都市、中核市

【補助率】
国1/2、1/3、10/10

【補助実績】
交付額22億円(令和4年度)

【参考】老人福祉法
第十三条
2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

令和6年度当初予算案 1.0億円（1.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 長寿社会を健やかで明るいものとするため、国民一人ひとりが積極的に健康づくりや社会参加に取り組むとともに、こうした活動の意義について広く国民の理解を深めることを目的として開催する全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催する経費の一部を補助する。

2 事業の概要・スキーム

- 参加者
 - ・ 主に60歳以上の者。世代間交流等にも積極的に配慮
- 実施内容
 - ・ 総合開会式・総合閉会式
 - ・ 健康関連イベント（スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ大会）
 - ・ 福祉・生きがい関連イベント（文化交流大会、美術展など）
 - ・ 健康、福祉・生きがい共通イベント（健康福祉機器展等）
 - ・ オリジナルイベント（クイズラリー等）
 - ・ 併催イベント（短歌大会作品展）
- 今後の開催予定
 - 令和5年度 愛媛県
 - 令和6年度 鳥取県
 - 令和7年度 岐阜県
 - 令和8年度 埼玉県・さいたま市

※令和9年度以降は調整中

3 実施主体等

- 【主催者】
 - 厚生労働省、開催都道府県、（一財）長寿社会開発センター



- 【直近大会の開催実績】
 - 平成28年度 長崎大会
 - 平成29年度 秋田大会
 - 平成30年度 富山大会
 - 令和元年度 和歌山県
 - 令和2、3年度 岐阜県で開催予定だったがコロナの影響で中止
 - 令和4年度 神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市

※ 厚生省創立50周年に当たる昭和63（1988）年から開催している。



令和6年度当初予算案 30百万円(44百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 少子高齢化が進展し、現役世代が減少するとともに、高齢者の大幅な増加が見込まれる中、生涯現役社会の実現に向け、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ち、積極的な社会への参加を促進するための環境を整備することが重要。
このため、住民主体による生活支援、共生の居場所づくりや農福連携に取組など、高齢者の社会参加・役割創出に資する活動等の立ち上げへの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

以下の取組の立ち上げ支援(初度設備等の補助)を行う。

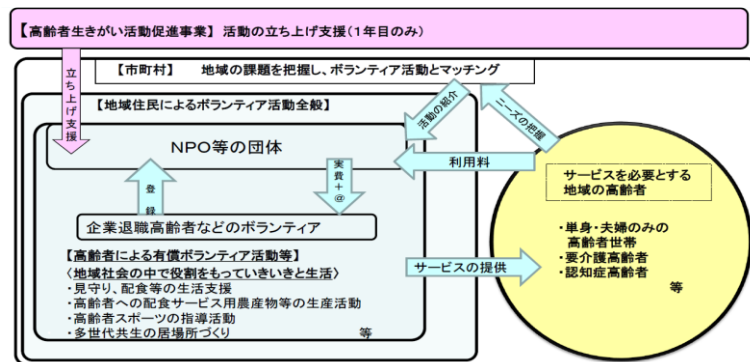
①農福連携推進事業(令和2年度創設)

高齢者が農作業や農作物の調理・販売等をとおして、運動機能低下・認知症・閉じこもり等の介護予防を図るなど、農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場づくりの提供に資する活動

②高齢者等が行う地域の支え合い活動

(事業例)

- ・単身高齢者等に対する見守り、配食サービス等の有償ボランティア活動
- ・地域共生社会の推進に向け、多世代交流等の「共生の居場所づくり」に資する活動 など



3 実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】 定額(国10/10)

【補助対象数】

1市区町村あたり原則1団体

【補助上限額】

①の取組200万円、②の取組100万円

地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けた市区町村において、その課題解決に資する取組に対して補助を行うものである場合は、補助対象数を別途1市区町村あたり1団体追加するとともに、補助上限額も①・②それぞれ100万円ずつ増額する(令和5年度拡充)。

※中山間地域等の農山漁村において、地域資源やデジタル技術を活用した取組を行う場合の優先採択枠を設ける。

【補助実績】12自治体(令和4年度)

令和6年度当初予算案 37百万円（22百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○地域の実情にあわせた在宅医療・介護連携に関する取組の推進・充実を図るため、在宅医療・介護連携推進事業に係る検討委員会の設置、実態調査、プラットフォームの作成、担当者会議等を実施するとともに、事業コーディネーターの育成を実施する。また、都道府県・市町村への連携支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

在宅医療・介護連携推進事業の検証及び充実の検討、都道府県・市町村への連携支援を実施。具体的な事業内容は以下のとおり。

- ・在宅医療・介護連携推進事業に係るプラットフォームの作成
- ・在宅医療・介護連携に係る検討委員会の設置
- ・在宅医療・介護連携推進事業に係る実態調査
- ・都道府県・市町村担当者等会議の開催
- ・在宅医療・介護連携推進に向けた事業コーディネーターの育成
- ・都道府県・市町村への連携支援の実施

所要額

要介護認定調査委託費 36百万円
職員旅費 1百万円

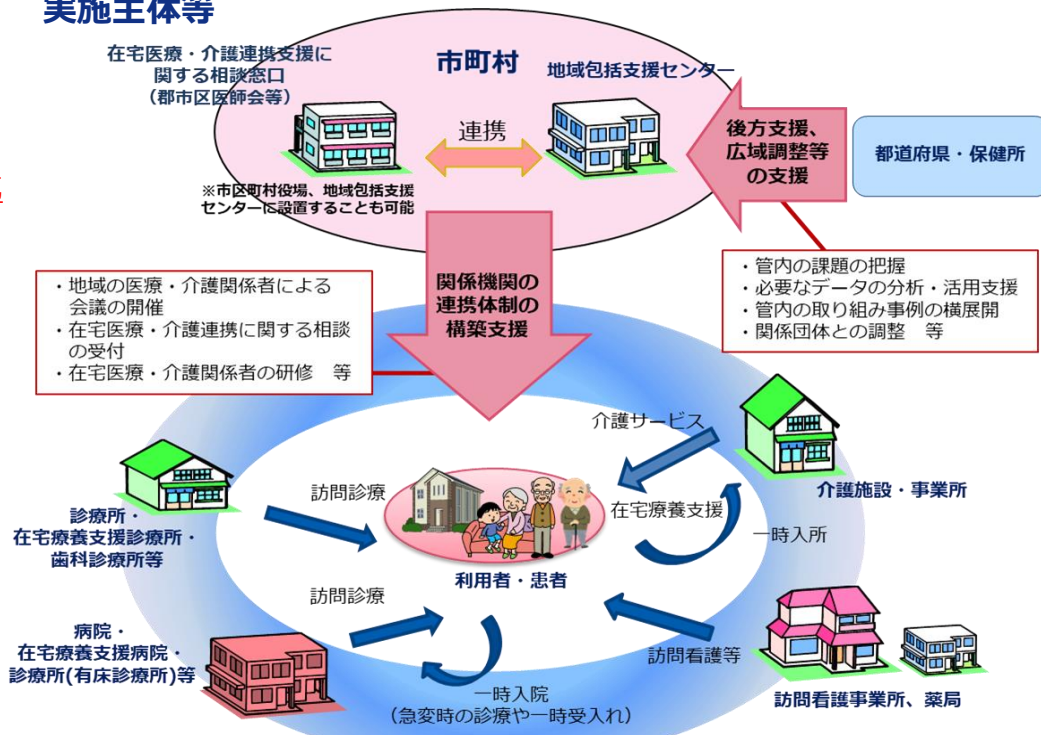
事業スキーム



成果目標

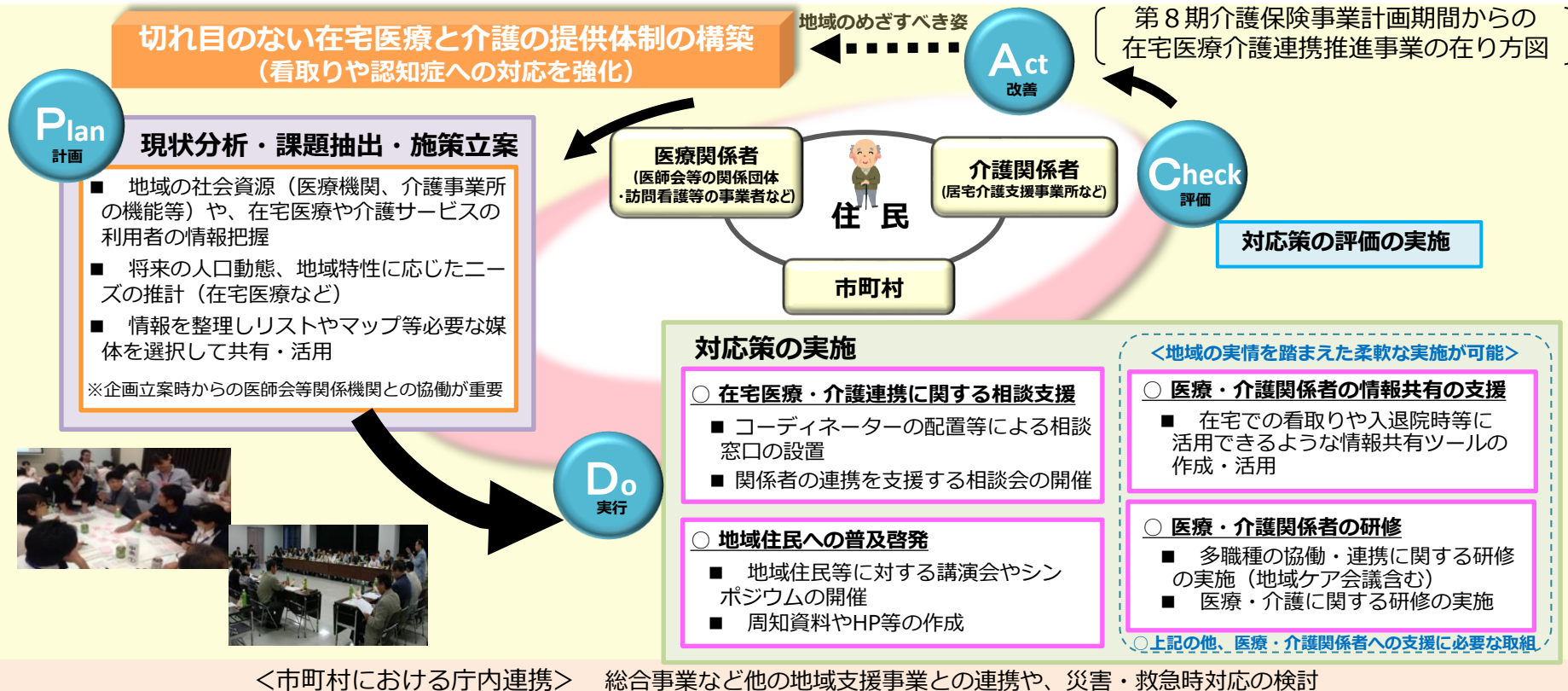
市町村が地域の実情にあわせて在宅医療・介護連携に関する取組を推進・充実を図ることを目標とする。

実施主体等



【参考】在宅医療・介護連携推進事業

- 在宅医療・介護連携の推進については、平成23年度から医政局施策として実施。一定の成果を得られたことを踏まえ、平成26年介護保険法改正により、市町村が実施主体である地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、平成27年度から順次、市町村において本事業を開始。
- 平成29年介護保険法改正において、都道府県による市町村支援の役割を明確化。平成30年4月以降、全ての市町村において本事業を実施。
- 令和2年介護保険法改正において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって目指す姿の実現がなされるよう、省令や「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」等を見直し。



都道府県(保健所等)による支援

- 在宅医療・介護連携推進のための技術的支援
- 在宅医療・介護連携に関する関係市町村等の連携
- 地域医療構想・医療計画との整合

令和6年度当初予算案 20百万円（20百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしているところ。
- 一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から、検討が進まないとの意見があるところ。
- このため、有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整を行うことで、事業の実施に結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

① 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

事業の実施に向け、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課題に対する検討等を実施するに当たって有識者・取組を実施している自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣しアドバイス、不動産業者や養護・軽費老人ホームも含めた社会福祉法人等の担い手と、自治体のネットワーク構築を支援

② 取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える素材集の周知

課題を踏まえた取組事例等をまとめると共に、3年間の取組を踏まえて住まい支援の課題感を類型化し、解決に向けた方向性を提示していく資料集を作成し周知
 （本事業では事業の検討過程に着目し、課題把握や取組事例の経緯等を含めて整理、自治体等が事業の初期段階で検討するにあたって実用的なパンフレット等の作成を想定）

住まいに係る相談支援、生活支援等にかかる費用を「地域支援事業交付金」等により支援。

※以前は「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として支援。

<自治体における検討の流れ>

○自治体における課題を顕在化

- ・高齢者が大家から入居を断られ、住まいの確保が困難な状況
- ・生活支援が必要な高齢者の受け入れ先が見つからない状況 等

支援

○地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握
- ・関係者調整、ネットワーク構築
- ・既存の枠にとらわれない、積極的な事業の具体化検討

支援

○事業の実施

- ・住まいに係る相談対応
- ・社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施 等

<実施主体> 国（民間事業者に委託）

・令和4年度本事業実施団体数：5 20

令和6年度当初予算案 12百万円 (12百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。

2 事業の概要

都道府県が行う事業

- サービス確保対策検討委員会の開催、離島等地域で活用できる国や都道府県の制度について周知
離島等地域の状況調査、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的事業の提示を行うほか、市区町村や事業者向けの説明会やパンフレットの作成等を実施。

市区町村が行う事業

- 事業推進会議の開催、離島等地域で活用できる国や都道府県の制度についての周知
サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施するほか、事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。
- 介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施
サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援（ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援）、環境整備等の試行的事業を実施。

離島等地域で介護サービス確保等のために行う事業

- 各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施
高齢者の安心・安全で自立した生活が可能となるよう、次のような事業を実施。

介護人材の確保

介護従事者等が地元の学生等に対して、仕事内容ややりがいについて語り、進路相談等を行うことで、地元の介護職に就職してもらうための動機付けとなるような機会を確保する事業

意見交換の場の提供

介護従事者をはじめとする多職種が連携して、サービス提供に当たっての情報共有を行うことを目的として意見交換の場を提供する事業

サービス提供体制の確保<拡充>

離島地域に所在する介護施設・事業所に対して、介護従事者が利用する定期船が、荒天等により欠航した場合に必要なサービス提供を行うなど、島内のサービス提供体制を確保するための事業

3 実施主体等

【実施主体及び補助率】

- 都道府県・指定都市・中核市
国1/2、都道府県等1/2
 - ・ 地域医療介護総合確保基金のメニュー「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合
国3/4、都道府県等1/4
- 市区町村
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
 - ・ 離島等地域で介護サービス確保等のために行う事業を実施し、地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けている場合
国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6

※ 実施主体は、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」又は「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に掲げる地域を管轄する自治体に限る。地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することも可能。

【事業実績】

- 実施箇所数：15自治体（令和4年度）

科学的介護データ提供用データベース構築等事業

令和6年度予算案 4.7億円（6.1億円） ※（）内は前年度当初予算額（国庫債務要求（令和4年度～6年度、令和6年度～8年度）） ※令和5年度補正予算額 86百万円

1 事業の目的

※デジタル庁計上

- 令和3年度から運用を開始した科学的介護情報システム（LIFE）の運用により、介護サービス事業所の質向上に活用できるよう、取得したデータの解析結果等について、介護事業所に提供を行う。
- 顕名データベースの構築のため、令和7年中にLIFEシステムの運用・保守業務を国から国民健康保険中央会に委託を行うため、顕名データ収集用LIFEの開発を行う。また、自治体がLIFEデータを閲覧できるしくみの構築を行う。
- 令和7年度に委託業者が変更となった場合でも運用・保守業務を遂行するため、令和6年度においては引き継ぎ期間と位置づける。

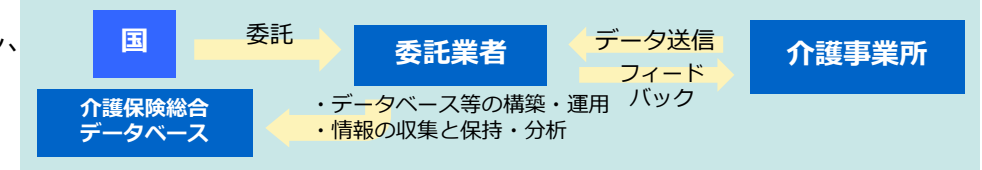
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 介護事業所がLIFEに高齢者の状態・ケアの内容等の情報を提出し、そのデータを解析した結果として、事業所にフィードバックを行うことなどにより、介護サービスの質の向上に資する取組を推進する。

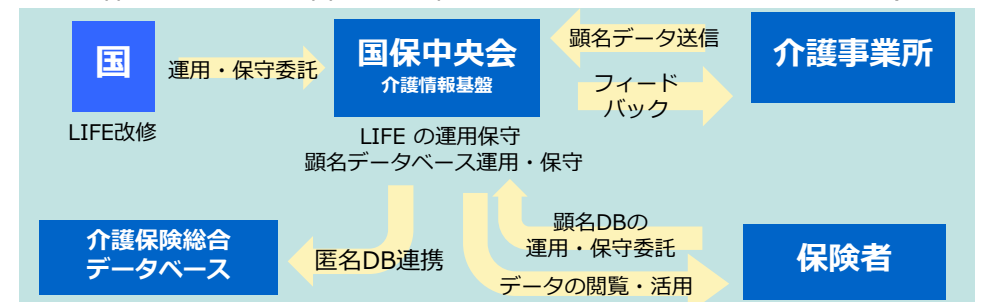
主な改修事項		
令和4年度	令和5年度	令和6年度
○ システム基盤の統合 ○ 認証機能等の見直し	令和6年度報酬改定・制度改正に伴う改修： ・フィードバック項目の修正等の機能改修 ・介護記録ソフトとの連携機能の強化	
データヘルス改革工程表関連：顕名情報の収集に向けた機能改修		

主な改修事項		
令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ 調達・運用準備	○ 自治体が閲覧する仕組みの構築 中央会移管に向けたLIFE改修	顕名LIFEへのデータ移行 中央会運用用LIFEへの移行

- 国保中央会移管前までの事業スキーム（現状）



- 国保中央会への移管後の事業スキーム（令和7年度以降見込み）



- 所要額

（項） 情報通信技術調達等適正・効率化推進費

（目） 情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費：474,766千円

※令和5年度補正予算 86,473千円

※国庫債務要求（令和6年度～8年度分）における令和6年度要求額は0円

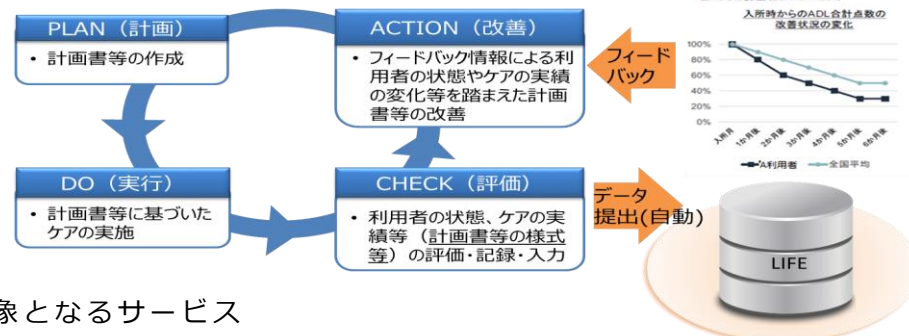
- 実施主体：株式会社等

【参考】科学的介護情報システム（LIFE）

- 介護施設・事業所が、**介護サービス利用者の状態**や、行っている**ケアの計画・内容**などを一定の様式で提出することで、入力内容が集計・分析され、当該施設や利用者**にフィードバック**される情報システム。介護施設・事業所では、提供されたフィードバックを活用し、PDCAサイクルを回すことで、介護の質向上を目指す。
- 令和3年度介護報酬改定において、一部の加算について、LIFEへのデータ提供等を要件とした。

LIFEにより収集・蓄積したデータの活用

- LIFEにより収集・蓄積したデータは、**フィードバック情報としての活用**に加えて、**施策の効果や課題等の把握**、見直しのための分析にも活用される。
- LIFEにデータが蓄積し、分析が進むことにより、**エビデンスに基づいた質の高い介護**の実施につながる。



(参考) LIFEへのデータの提出を要件としている項目と収集している情報、対象となるサービス

加算の種類	科学的介護推進加算 (I)(II)	個別機能訓練加算 (II)	ADL維持等加算 (I)(II)	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	リハビリテーションマネジメント加算 (A)口(B)口	理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算	褥瘡マネジメント加算 (I)(II)	褥瘡対策指導管理 (II)	排泄つ支援加算 (I)(II)(III)	自立支援促進加算	かかりつけ医連携薬剤調整加算	薬剤管理指導	栄養マネジメント強化加算	栄養アセスメント加算	口腔衛生管理加算 (II)
収集している情報	ADL 栄養の状況 認知症の状況 既往歴 処方薬 等	機能訓練の目標 プログラムの内容 等	ADL	ADL、IADL、心身の機能、リハビリテーションの目標 等			褥瘡の危険因子 褥瘡の状態 等		排尿・排便の状況 おむつ使用の状況 等	ADL 支援実績 等	薬剤変更情報 等		身長、体重、低栄養リスク、食事摂取量、必要栄養量 等		口腔の状態 ケアの目標 ケアの記録 等
介護老人福祉施設	○	○	○				○		○	○			○		○
地域密着型介護老人福祉施設	○	○	○				○		○	○			○		○
介護老人保健施設	○			○			○		○	○	○		○		○
介護医療院	○					○		○	○	○		○	○		○
通所介護	○	○	○											○	○
地域密着型通所介護	○	○	○											○	○
認知症対応型通所介護(予防含む)	○	○	○(予防を除く)											○	○
特定施設入居者生活介護(予防含む)	○	○	○(予防を除く)											○	○
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○	○												
認知症対応型共同生活介護(予防を含む)	○														
小規模多機能型居宅介護(予防含む)	○														
看護小規模多機能型居宅介護	○						○		○					○	○
通所リハビリテーション(予防含む)	○					○(予防を除く)								○	○
訪問リハビリテーション						○(予防を除く)									

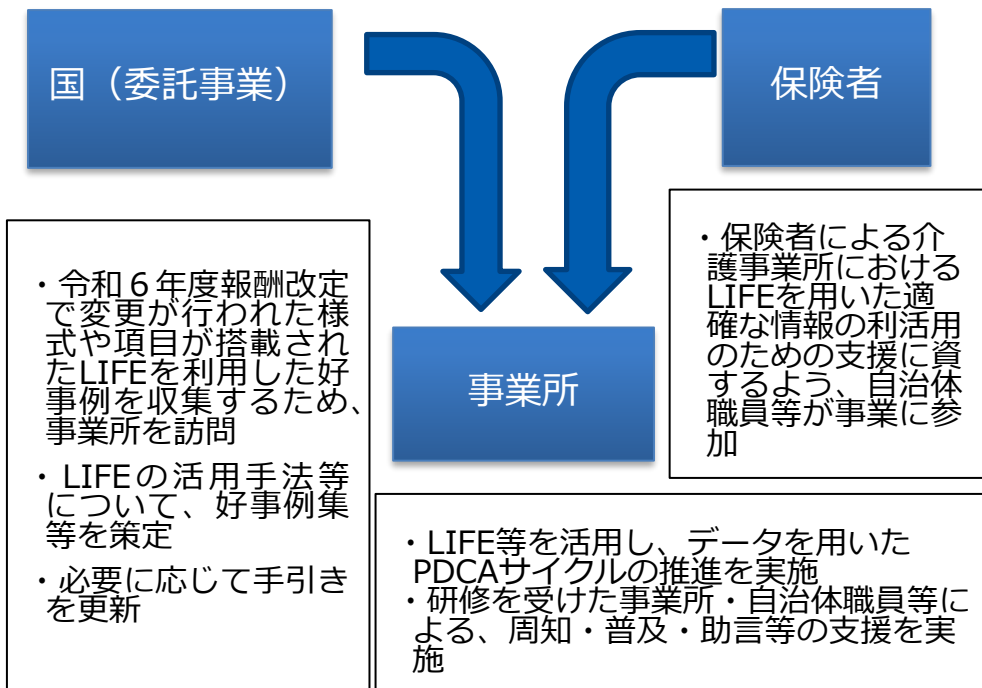
科学的介護に向けた質の向上支援等事業

令和6年度当初予算案 41百万円（41百万円） ※（）内は前年度当初予算額
 ※令和5年度補正予算額 50百万円

1 事業の目的

- 令和6年度報酬改定での様式・項目変更等を踏まえた科学的介護情報システム（LIFE）の情報を利活用することで、介護現場でのPDCAサイクルを推進するための好事例を収集。
- 全国へ展開するための手引き等を策定することに加え、LIFE等の利活用に資するための研修資料を作成することで、科学的介護の推進を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



事業予定		
令和6年度	令和7年度	令和8年度
<ul style="list-style-type: none"> ○ 好事例の収集 ○ マニュアルの作成 ○ LIFEにかかる人材育成、広報サイト等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 好事例の収集 ○ マニュアル・研修会の実施 ○ 拠点の構築を含めた体制整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所へのLIFE等利活用に関する知識及び技能の普及

○ 事業スキーム



- 所要額 40,988千円
 (項) 介護保険制度運営推進費
 (目) 職員旅費：3,542千円 委員等旅費：755千円
 要介護認定調査委託費：36,691千円
- 実施主体：株式会社

介護関連データ利活用に係る基盤構築事業

令和6年度当初予算案 1.5億円（12億円） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 19億円

1 事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）」において、「医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームの取組を行政と関係業界が一丸となって進める」とされた。
- この実現に向けて、介護情報を共有できるよう、システム開発や基盤整備を行う。
- また、介護関連のデータ利活用を可能とする基盤構築により、保険者機能強化を実現する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

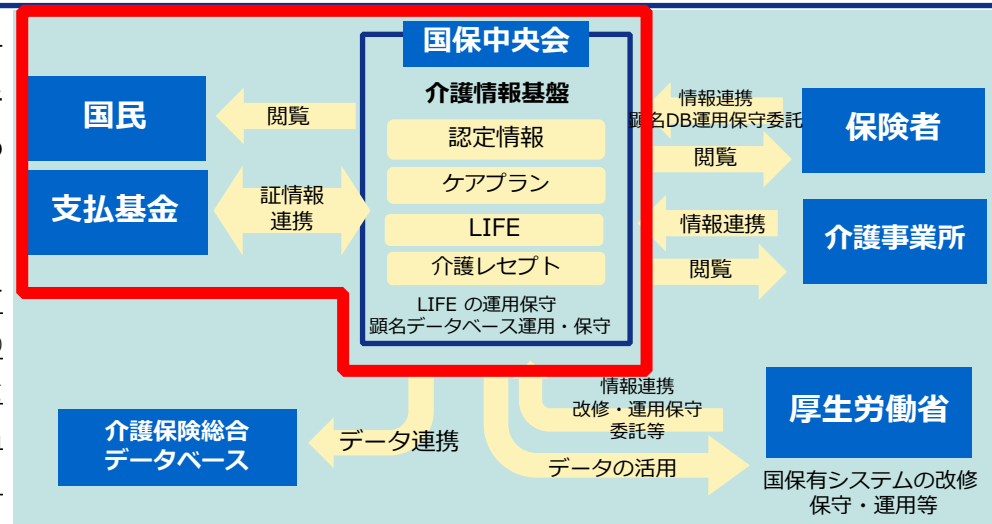
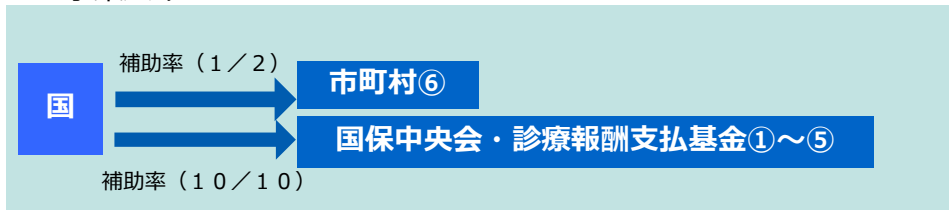
（注）下図及び所要額の赤枠内は令和5年度補正予算で対応する事項

- レセプト情報、認定情報、ケアプラン、LIFE情報（顕名情報）が市町村等で適切に活用できるよう、国保中央会・支払基金・市町村等のシステムの必要な改修を実施することで、介護予防・重度化防止を推進するための基盤を構築するとともに、市町村の保険者機能を強化する。

（主な改修事項）

- ①介護情報基盤構築のための拠点整備・運用、②令和7年度に実施する介護情報基盤構築のための複数システムにかかるシステム要件定義、③資格情報確認のための仕組み構築、④介護事業者からのLIFEデータ提出をより安全かつ簡易に実施するためのシステム運用、⑤ケアプランの顕名データ蓄積、⑥市町村等が提出する医療被保険者番号等の送受信に係る自治体システム整備支援

○ 事業スキーム



○ 所要額

介護保険事業費補助金：150,000千円

市町村分：150,000千円

国保中央会分：0千円 ※1,558,946千円（令和5年度補正予算額）

支払基金分：0千円 ※350,000千円（令和5年度補正予算額）

- 実施主体：市町村、国保中央会、診療報酬支払基金

令和6年度当初予算案 63百万円 (一) ※ () 内は前年度当初予算額

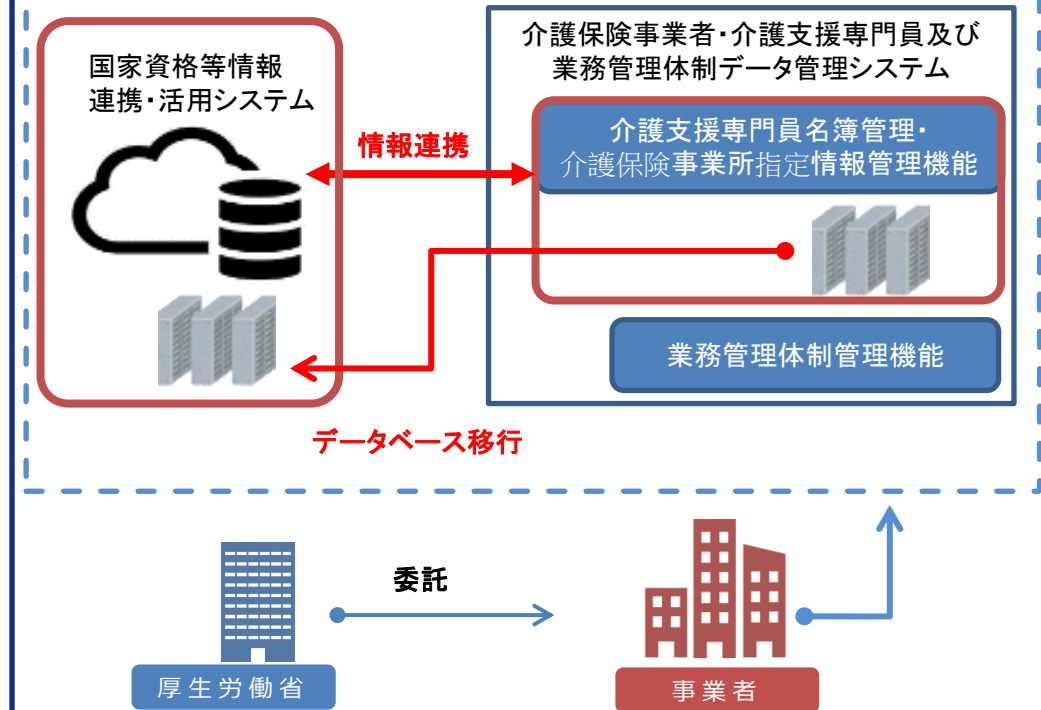
1 事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を目的として、デジタル庁において「国家資格等情報連携・活用システム」を構築している。
- 本事業では、介護支援専門員の資格管理を「国家資格等情報連携・活用システム」において行うため、現行の資格管理システムである「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」のデータベース移行や改修等を行うことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 「国家資格等情報連携・活用システム」は令和6年度から運用が開始される予定であるため、「国家資格等情報連携・活用システム」から介護支援専門員の登録情報を連携するために、令和5年度において「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」にインタフェース構築等の改修にかかる費用を予算措置し、本年度中の改修を予定している。
- 令和6年度においては、「国家資格等情報連携・活用システム」運用開始前までに「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」に保存されている介護支援専門員の登録情報を含んだデータベースの移行や改修、改修後の不具合対応のための運用支援等を行う。

3 実施主体等



令和6年度当初予算案

1.1億円 (1.9億円) ※()内は前年度当初予算額

(3年国債3年目 総額3.5億円) (4年国債1年目(ゼロ国債) 総額約8.3億円)

1 事業の目的

- 介護保険法第115条の35に基づく介護サービスの情報公表制度の円滑な実施のため、国において「介護サービス情報公表システム」を構築しており、また、本システムの基盤を活用し、介護事業者の負担軽減のためのオンライン申請・生活支援サービスの公表、災害時の被災情報の把握など多様なサブシステムを構築し、その運用保守を実施している。
- 令和7年度から令和9年度までの3年契約で運用保守業務を行うため、令和6年度において初年度支出ゼロの国庫債務負担行為を要求する。

2 事業の概要・スキーム

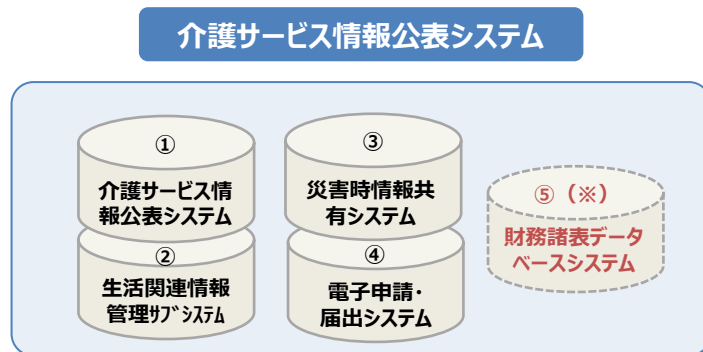
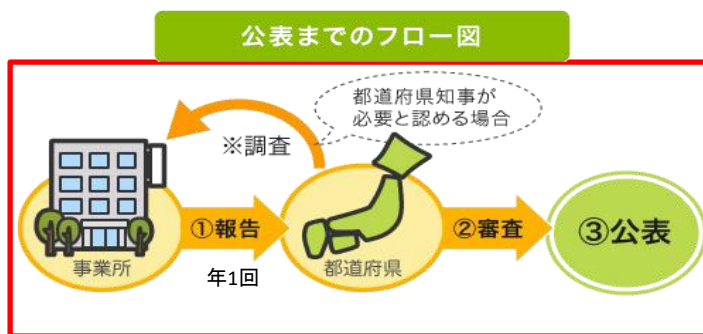
- 介護サービス情報公表制度は、契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を都道府県に報告し、都道府県が公表する制度。

- **介護サービス情報公表システム運用・保守等業務 (国庫債務負担行為)**
(R6年度歳出化額：1.1億円)

運用・保守及び機能改修業務を行うことにより、令和6年度(第4期)及び令和7年度から令和9年度(第5期)の運用・保守契約期間中に必要となる機能改善や安定稼働を実現し、利用者の満足度及び利便性の向上を図る。

- ①令和6年度 1.1億円 (令和4～6年度 総額3.5億円)
- ②令和7～9年度分運用保守業務 (ゼロ国債)

R6	R7	R8	R9	限度額
0	2.5億円	3.3億円	2.5億円	約8.3億円



※令和5年度補正予算にて対応

3 実施主体等

【実施主体】

- 国から民間事業者へ委託

国

民間事業者

【補助率】

- 国10/10

【参考】

- 骨太の方針(令和4年6月7日閣議決定)

医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備する

令和6年度当初予算案 56百万円（79百万円） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度第一次補正予算額 22百万円
 ※デジタル庁計上

1 事業の目的

- 介護保険制度の実施状況を把握するため、介護保険事業状況について、電子情報により全国の保険者から都道府県を經由して厚生労働省に報告させており、厚生労働省では、月報及び年報を介護保険事業状況報告システムを利用し集計を実施。
- 本システムの運用保守・システム改修の費用につき、運用保守・改修事業者に対し委託費として支払を行うもの。

2 事業の概要・実施主体等

◆事業の概要

介護保険事業状況報告システムについて、保険者より機能改善の要望があることから、運用保守に加え、制度改正に伴う様式変更及び機能改善のための改修を行う。

（令和4年度から令和6年度までの国庫債務負担）

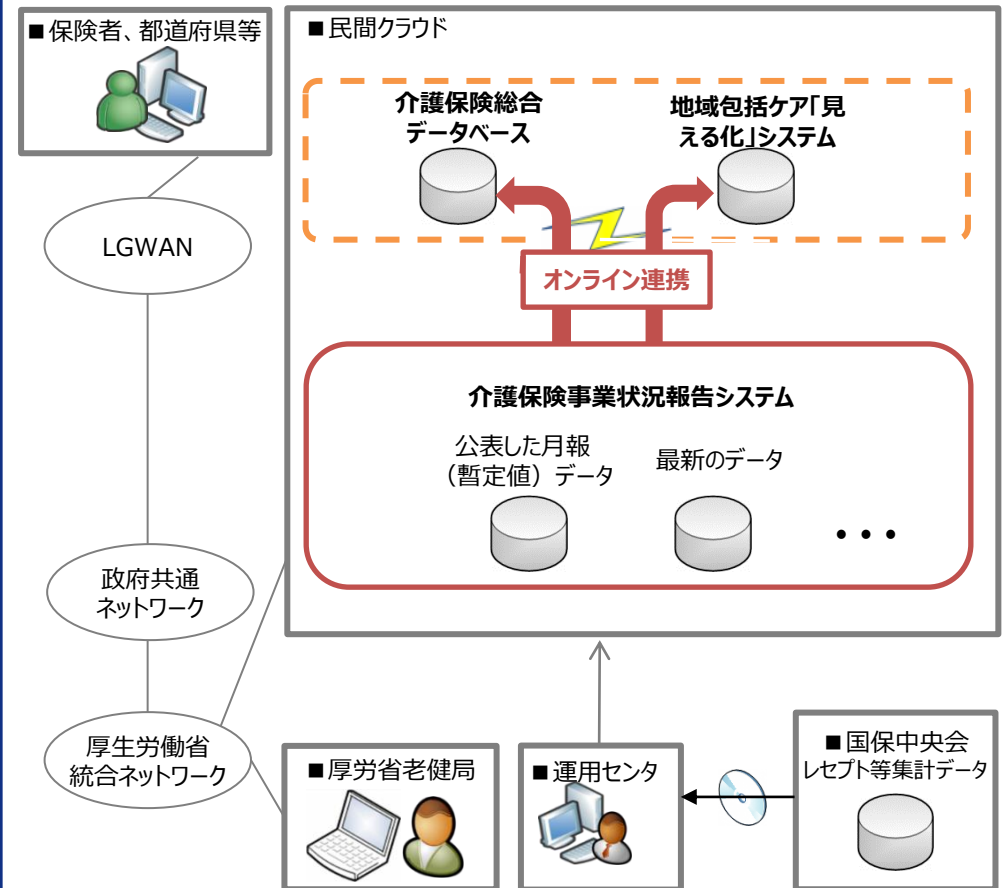
◆実施主体：委託業者

◆所要額

（千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度
			当初	補正	
運用保守	38,566	35,970	35,970	—	35,970
改修	67,870	46,904	43,012	21,800	19,758
合計	106,436	82,874	78,982	21,800	55,728

3 事業スキーム



介護保険事業者・介護支援専門員及び業務管理体制データ管理システム運用事業 (デジタル庁一括計上)

令和6年度当初予算案 9百万円 (9百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

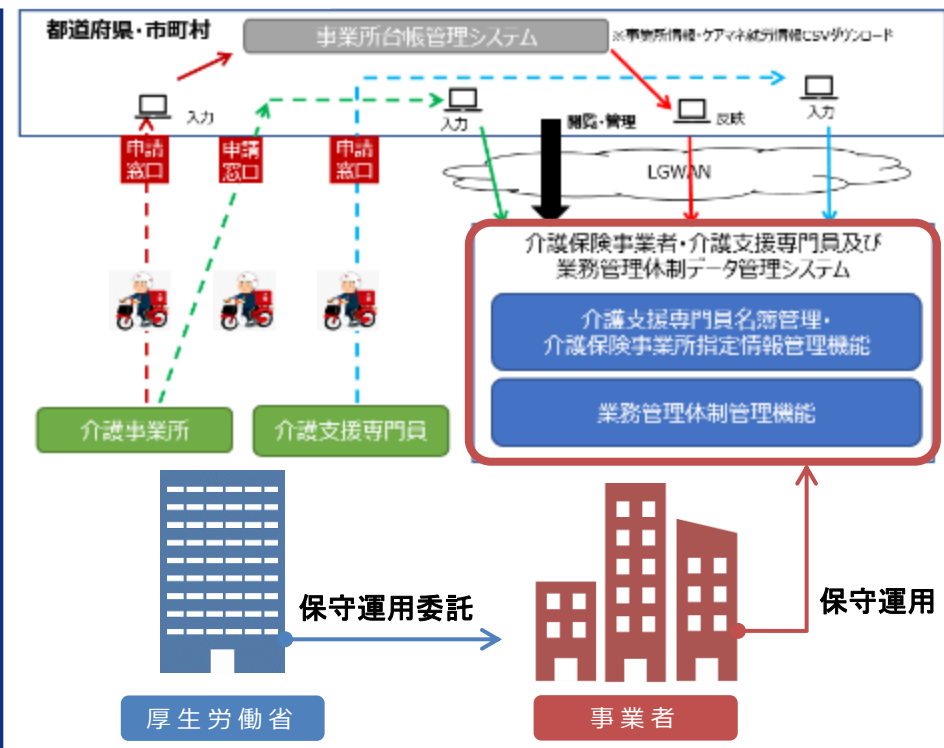
1 事業の目的

- 介護支援専門員の登録情報（氏名、登録番号等）及び介護保険事業者の指定取消情報（名称・代表者・役員情報等）を都道府県間で共有するシステムについて、安定的に運用・保守することにより、各都道府県における介護支援専門員登録事務及び介護保険指定等事務の円滑化を支援する。（介護保険事業者・介護支援専門員管理システム）
- 介護サービス事業者に義務付けられる業務管理体制の整備及び届出について、市区町村と都道府県において使用されるシステムを安定的に運用・保守することにより、行政機関における監督業務・事務の円滑化を支援する。（業務管理体制データ管理システム）

2 事業の概要・スキーム

- 国において中央ポータルサーバ及びアプリケーションの運用保守を行う他、各都道府県に対し技術的に支援（照会対応等）を行う。
- 委託の概要
 - ・プロジェクト管理（セキュリティ管理、課題管理、作業管理等）
 - ・運用・保守計画書及び運用・保守実施要領の作成支援
 - ・国家資格等情報連携・活用システムとの情報連携に向けた支援
 - ・システム運用
 - ・システム保守
 - ・運用・保守作業の改善提案
 - ・引継ぎ
 - ・成果物の作成・納品（運用保守計画書、ソースコード等）
- システムの利用（登録）状況（令和4年11月16日時点）
 - 介護支援専門員： 721,747名
 - 介護事業所数： 1,911,858事業所

3 実施主体等



(デジタル庁一括計上)

令和6年度当初予算案 30百万円 (35百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

年金・医療等に係る経費	義務的経費	裁量的経費(社保充)	裁量的経費(左記以外)	復興特会
			○	

1 事業の目的

《業務管理体制の整備に関する届出システム》

○ 介護サービス事業者に義務付けられる業務管理体制の整備及び届出について、介護サービス事業者や市区町村・都道府県において使用される本システムを安定的に運用・保守を行うことにより、介護サービス事業者の事務の円滑化、行政機関における監督業務・事務の円滑化を支援する。(令和6年4月から令和7年3月までの期間における運用保守経費。)

2 事業の概要・スキーム

○ 業務管理体制の整備に関する届出システムの円滑な稼働に必要な保守等を実施する。

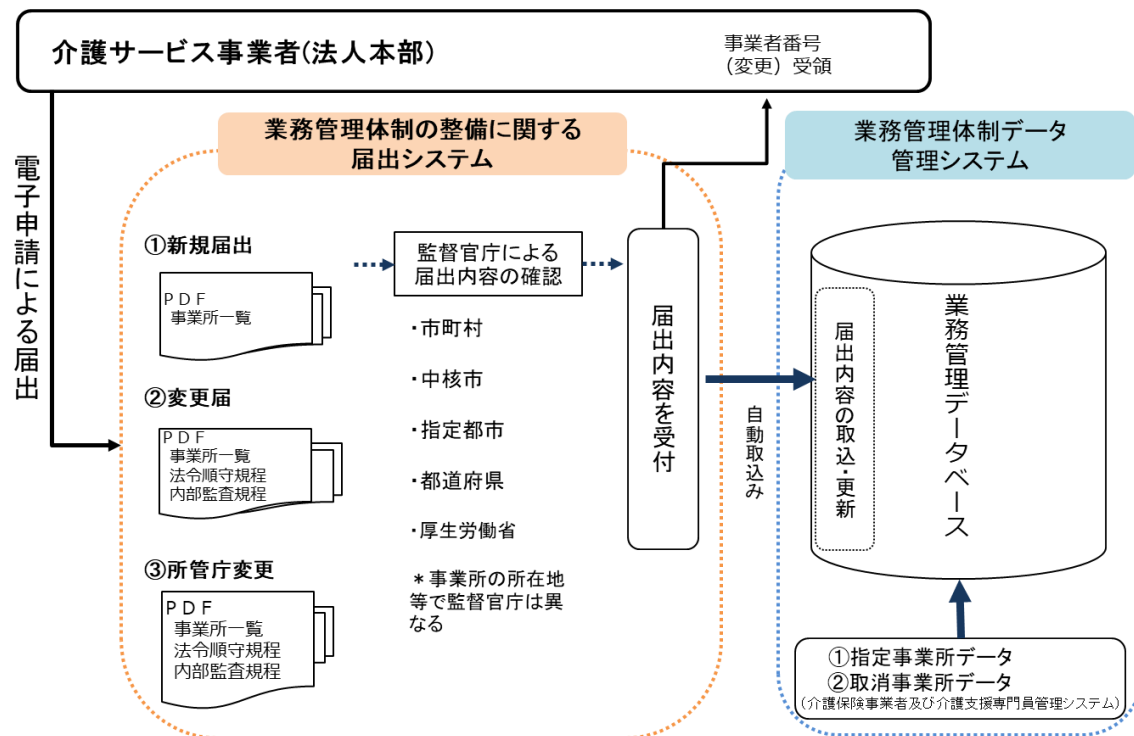
- ・ 介護サービス事業者の電子申請による届出
- ・ 届出先の所管(監督官庁)が本システム上で事務手続き
- ・ 業務管理体制データ管理システムへの届出内容の取込や更新

○ 各監督官庁・介護サービス事業者に対し、技術的に支援(照会対応等)を行う。

実施主体

実施主体：委託業者(民間団体)

実施実績：公募により選定した一者が実施



介護保険総合データベースシステム管理運営・分析事業

令和6年度当初予算案 1.8億円（2.9億円）

※（）内は前年度当初予算額（国庫債務要求（令和4年度～6年度）） ※デジタル庁計上 ※令和5年度補正予算額 28百万円

1 事業の目的

- 介護保険総合データベース(介護DB)は、介護保険法第118条の2の規定に基づき、市町村等から匿名化した要介護認定情報、介護レセプト情報等を収集・蓄積している。
- 毎月発生する認定情報や介護レセプト情報の収集・管理を行うとともに、介護報酬改定や制度改正に伴い、収集項目の修正や追加が必要であり、それらに対応するための改修を行う。
- LIFEデータの追加や省内利用における集計作業、見える化システムで公表するデータの集計・連携に係る機能改修等を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

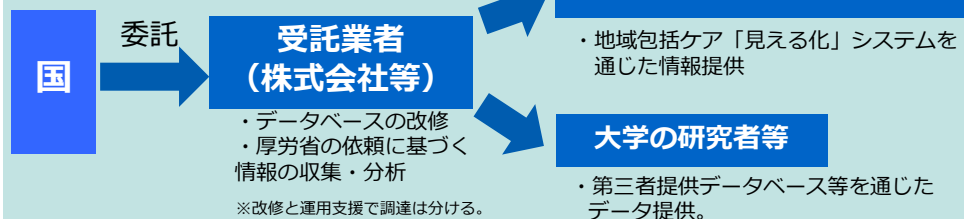
【令和5年度、令和6年度】

- 令和6年度介護報酬改定や制度改正に伴う、新規サービスの追加や加算の創設、あるいは有効認定期間の変更等による収集項目の追加やデータレイアウト修正といった作業を行う。

【定常的な作業】

- 介護レセプト等情報、認定情報の収集・管理
- 省内利用における集計作業及びその支援作業
- 自治体の介護保険事業（支援）計画の検討等に資するデータの、地域包括ケア「見える化」システムを通じた市町村等への提供
- 国民の健康の保持増進等に資する研究を行う研究者等へのデータを目的とした第三者提供DBへのデータ連携

○ 事業スキーム



主な改修事項		
令和4年度	令和5年度	令和6年度
○ ID5（医療被保番ベースの識別子）の導入・収集に伴うデータレイアウト等の改修	令和6年度介護報酬改定に伴う機能改修及び介護保険制度改正に伴う認定ソフトの改修	<ul style="list-style-type: none"> ・見える化システムとのデータ連携機能の追加 ・LIFEデータとの連携機能の追加 ・事業状況報告システムとの連携機能の追加
○ 改訂検証調査研究に関するデータ取込機能の追加		
○ 認定支援ネットワークのLGWAN対応他	○ 受給者台帳、事業所台帳の過去データの取り込み・管理	
○ ニーズ調査関連対応 ・第9期様式への対応		

○ 所要額

（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費

（目）情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費：175,795千円

○ 実施主体：株式会社

要介護認定データの国保連合会への送信委託費

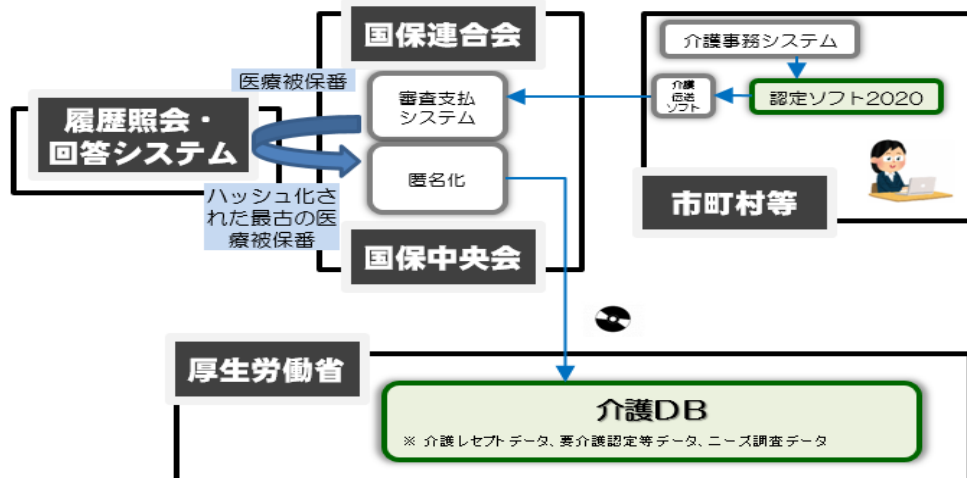
令和6年度当初予算案 28百万円（28百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条の2の規定に基づき、市町村は要介護認定等情報を厚生労働大臣に提出する必要がある。
- 国保連合会がとりまとめる管内市町村等から提出される要介護認定等のデータについて、セキュリティが担保されたネットワークにより提出を受け、国保中央会が47都道府県分をとりまとめた上で厚生労働省に提出することに加え、国保連の提出業務に係る支払いや、本データ送信に係る連絡調整を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

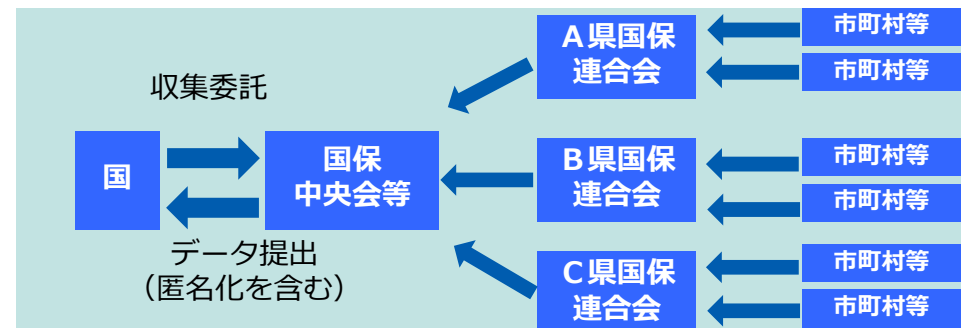
- 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条の2の規定に基づき、市町村は要介護認定等情報を厚生労働大臣に提出する必要がある。
- 国保連合会がとりまとめる管内市町村等から提出される要介護認定等のデータについて、セキュリティが担保されたネットワークにより提出を受け、国保中央会が47都道府県分をとりまとめた上で厚生労働省に提出することに加え、国保連の提出業務に係る支払いや、本データ送信に係る連絡調整を行う。



- 成果目標

介護保険総合データベース（介護DB）に要介護認定等のデータが悉皆に格納される。

- 事業スキーム



- 所要額

（項）介護保険制度運営推進費

（目）要介護認定調査委託費：27,500千円

- 実施主体：国保中央会

介護保険総合データベースの第三者提供関係経費

令和6年度当初予算案 90百万円（1.2億円）

※（）内は前年度当初予算額（国庫債務要求（令和4年度～6年度）） ※デジタル庁計上 ※令和5年度補正予算額 13百万円

1 事業の目的

- 「成長戦略フォローアップ工程表」（令和3年6月18日閣議決定）において、データヘルス、健康・医療・介護のデータ利活用の推進として、関連する他の公的DBとの連結の必要性について検討し、法的・技術的課題が解決できたものから順次連結解析を開始することとしており、行政や研究者、民間事業者等が多様な研究に活用できるよう所要の改修を行っていく。
- これまでの要介護認定情報・介護レセプト等情報に加えて、高齢者の状態やケアの内容等情報であるLIFEデータを第三者提供DBに取り込み、第三者に対しデータ提供を可能とするため、LIFEデータの取込み機能や新規項目の追加等の改修を実施するとともに、研究者等に提供するデータの抽出や集計表の作成等を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

大学の研究者等からの提供申出

委託業者（株式会社等）

- 提供申出の事前相談、事前審査、資料作成、専門委員への事前説明等

委託業者（株式会社等）

- 承諾の場合、データの抽出・集計要件の調整。
- データの抽出および申出者への提供。

第三者提供DB

データ連携

提供

介護DB

大学の研究者等

- 研究の実施、成果の公表。

承諾、審査継続、不承諾の通知

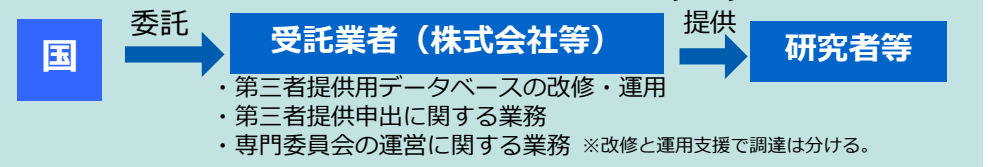
専門委員による提供に関する審査

- 年4回程度実施。

主な改修事項

令和4年度	令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> ○ ID5（医療被保番号の識別子）の導入・収集に伴うデータレイアウト等の改修 ○ LIFEデータの格納開始に伴う改修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種データの紐付け機能等の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度介護報酬改定及び介護保険制度改正に伴う機能改修

事業スキーム



所要額

（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費

（目）情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費：90,310千円

- 実施主体：株式会社等

「見える化」推進事業

令和6年度当初予算案 2.2億円（2.7億円） ※（）内は前年度当初予算額（国庫債務要求（令和4年度～6年度））

※デジタル庁計上 ※令和5年度補正予算額 36百万円

1 事業の目的

- 社会保障・税一体改革においては高齢化が一段と進む2025年に向け地域包括ケアシステムの構築を目指しており、厚生労働省では、地域包括ケア「見える化」システムを運営して必要な情報を提供し、各保険者が、要介護度別認定率や一人当たり介護費の地域差等の課題の把握や分析をしやすいするとともに、これらの課題に基づいた介護保険事業（支援）計画の策定や、その進捗管理等を支援している。
- 本システムの指標等を活用し、保険者の現状を地域の関係者と共有しつつ、介護保険事業の推進が円滑に進むための改修を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 介護保険総合データベース等の情報から、グラフやマッピング等の直感的に分かる指標に「見える化」をする事で、介護保険事業（支援）計画を立案する担当者の策定支援等を推進する。
- 自治体内の関係者が一元化された情報を共有することで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携をしやすいになる。
- 地域間比較等により、同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考にすることで、自らに適した施策を検討しやすくなる。
- 住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなる。
- 事業スキーム



主な改修事項		
令和4年度	令和5年度	令和6年度
		令和6年度介護報酬改定及び制度改正に伴う指標の追加及び新指標に関する説明の追加
現状分析機能強化 ・ニーズ調査集計機能 ・医療計画作成支援データブック機能化 ・指標追加および画面改善 ・LIFEデータの指標追加		実行管理機能強化 ・介護人材需給集計の指標化 保険者機能の拡充
○ LIFEの収集項目に係る分析結果等の見える化 ○ 国勢調査や社人研データの様式変更に対応した取込ツール作成	次期介護保険事業計画策定に伴う将来推計機能等の強化・改修 ・介護人材需給推計登録等	

- 所要額
 - （項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費
 - （目）情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費：220,403千円
- 実施主体：株式会社等

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の97億円の内数（137億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進める事により、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 「介護ロボット導入支援事業」「ICT導入支援事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、介護職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

※ 下線部は令和6年度までの拡充分。太字が令和6年度で拡充した部分。

2 補助対象

【介護ロボット】

- 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット

【ICT】

- 介護ソフト（機能実装のためのアップデートも含む）、タブレット端末、スマートフォン、インカム、クラウドサービス、他事業者からの照会経費 等
- Wi-Fi機器の購入設置、業務効率化に資するバックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）

【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】

- 介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費 等

【その他】

- 上記の介護ロボットやICT等を活用するためのICTリテラシー習得に必要な経費

4 実施主体、実績

事業	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
介護ロボット導入支援事業※1	58	364	505	1,153	1,813	2,297	2,720
ICT導入支援事業※2					195	2,560	5,371

実施主体



※1 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数。1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

※2 補助事業所数

3 補助要件等

- ✓ 介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する取組の計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで報告すること。（必須要件）

【介護ロボット】

区分	補助額	補助率	補助台数
○移乗支援	上限100万円	3/4 (※)	必要台数
○入浴支援			
○上記以外	上限30万円		

【ICT】

補助額	補助率	補助台数
● 1～10人 100万円	3/4 (※)	必要台数
● 11～20人 160万円		
● 21～30人 200万円		
● 31人～ 260万円		

※一定の要件を満たす場合は3/4、それ以外は1/2

補助要件（例示）

【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】

- 取組計画により、職場環境の改善（内容検討中）を図り、職員へ還元する事が明記されていること
- 既に導入されている機器、また本事業で導入する機器等と連携し、生産性向上に資する取組であること
- プラットフォーム事業の相談窓口や都道府県が設置する介護生産性向上総合相談センターを活用すること
- ケアブランドデータ連携システム等を利用すること
- LIFE標準仕様を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施すること 等

補助額・率

上限
1,000
万円
3/4

5 その他

・都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務について規定（令和5年度に介護保険法の一部を改正）

介護生産性向上推進総合事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の97億円の内数(137億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

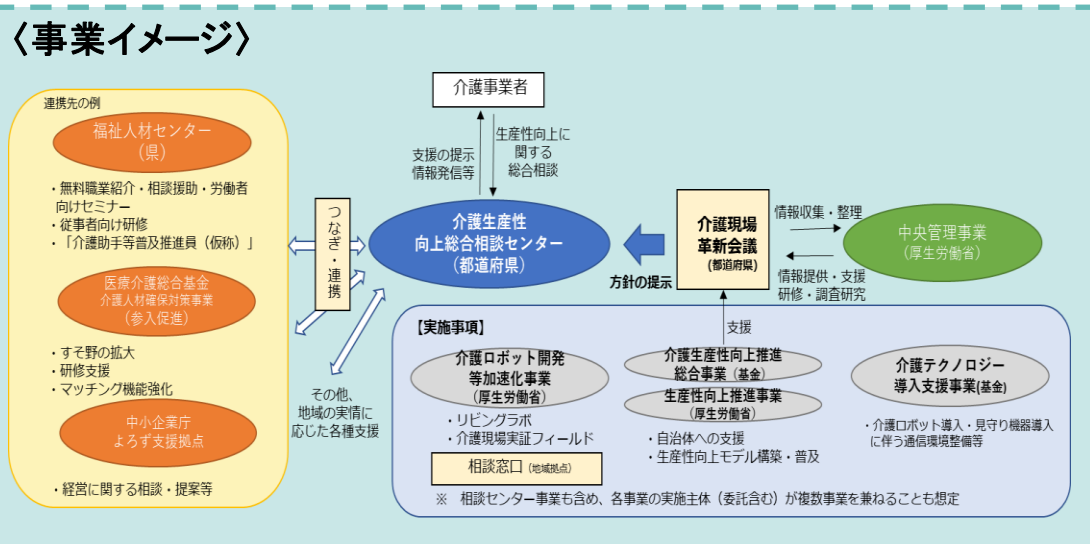
- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、都道府県の主導のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

- 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICT、その他生産性向上に関する取組を実施する他、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者に対し、ワンストップ型の支援を実施する。

【実施事項】(1)及び(2)の実施が要件)

- 介護現場革新会議の開催
- 介護生産性向上総合相談センターの設置
 - 介護ロボット・ICT等生産性向上に係る相談窓口(必須)
 - 人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携(必須)
 - その他
- 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援(コンサル経費の補助)



3 その他

- 都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務について規定(令和5年度に介護保険法の一部を改正)

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の97億円の内数(137億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

4 事業の内容

都道府県を主体とした生産性向上の取組を網羅的に支援する。

(1) 都道府県等による介護現場革新会議に係る必要と認められた経費の一部を助成(必須事業)

- ① 都道府県等による介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
- ② 介護事業所の取組(モデル的取組)に必要な経費
(例: 第三者がその取組(タイムスタディ調査による業務の課題分析等)を支援するための費用、介護ロボットやICT機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用(インカム機器、介護記録ソフトウェア、通信環境整備等に係る費用を含む。))
- ③ 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

【補助額】 ②(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限500万円)、①③については必要な経費

(2) 介護生産性向上推進総合事業の実施に係る必要と認められた経費の一部を助成

- ① 介護生産性向上総合相談センターの運営に係る費用(必須事業)
〔総合相談センターの事業実施に係る費用〕(例)
 - ・ 介護ロボット・ICT等に係る相談窓口業務(機器の体験展示、試用貸出、専門相談員、研修費用等)
 - ・ 介護ロボット、ICT等の効果的な活用・普及に必要な経費(研修・伴走支援費用等)
 - ・ その他人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携
- ② 地域における介護事業所の見える化に関する事業(宣言・表彰等)に係る費用
- ③ その他介護現場の生産性向上に係る事業に要する費用

(3) 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援(コンサル経費の補助)

- ① 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組(タイムスタディ調査による業務の課題分析等)を支援するための費用の一部を助成

【補助額】 (1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限30万円)

令和6年度当初予算案 4.9億円 (5.0億円) ※ () 内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 3.9億円

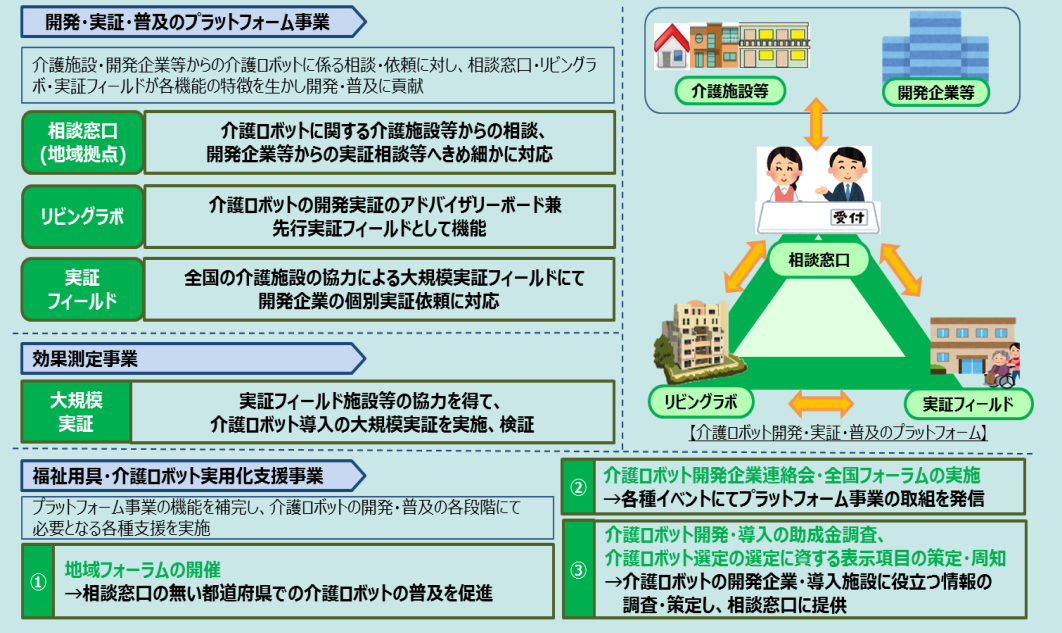
1 事業の目的

- 介護現場の業務効率化を進めるため、テクノロジーの活用を推進しているところであるが、このためには、介護現場に対する導入資金の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護ロボット市場に参入しやすい環境を整備する必要がある。
- 本事業では、①介護施設・開発企業双方からの介護ロボットに関する相談窓口や開発実証を行うリビングラボ等の「開発・実証・普及のプラットフォーム」を運営するとともに、②介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信を行う。

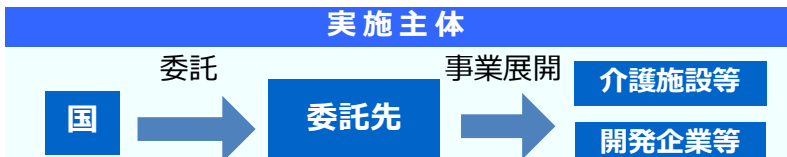
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- (1) 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業
- 相談窓口の設置 (全国15箇所)
 - リビングラボの設置 (全国8箇所)
 - 地域における介護生産性向上総合相談センター(基金事業)の支援事業(中央管理事業)
 - 2025年大阪万博での効果的な取組の情報発信に係る好事例の収集及び普及方策の企画・検討 (相談窓口等と連携)
- (2) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業
- 介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報発信等を行う。
- ※ 右記〈事業イメージ〉内の効果測定事業については、令和5年度補正予算により実施。

〈事業イメージ〉



【事業実績】 令和4年度 全相談窓口における相談件数 1,139件



(※) 下線は令和6年度拡充分

ケアプランデータ連携システム構築事業

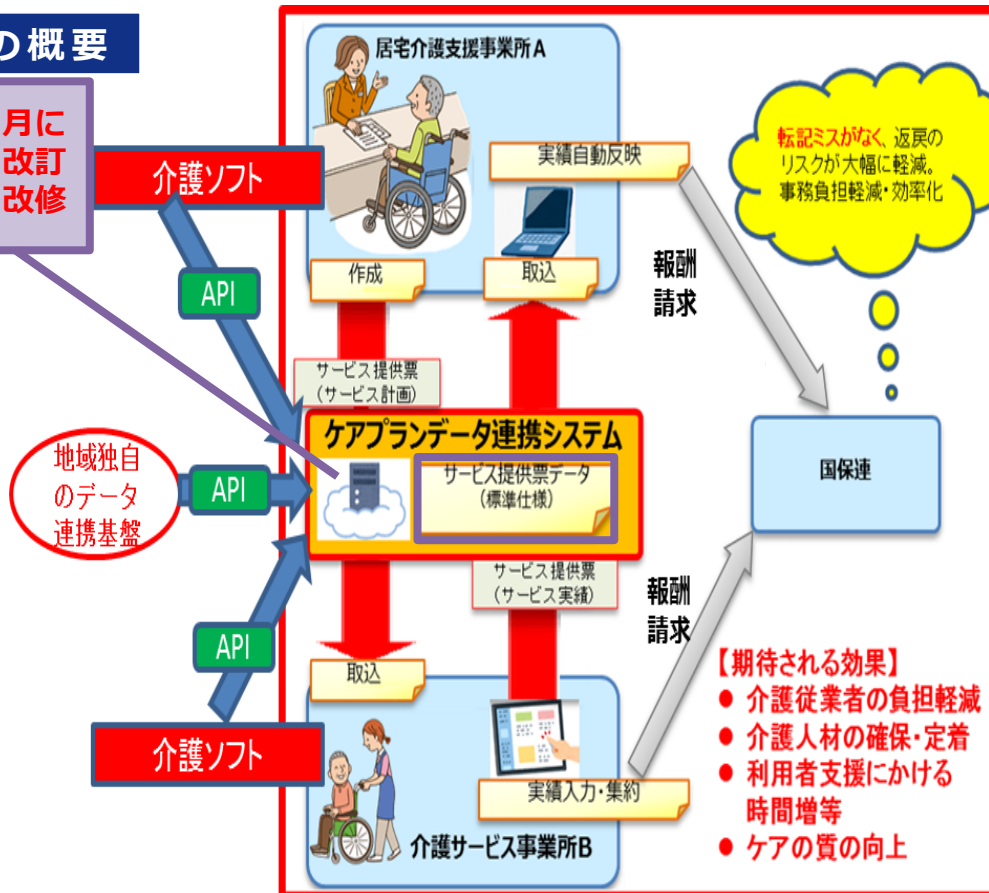
令和6年度当初予算案 1.7億円（2.7億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額：2.1億円

1 事業の目的

- 介護現場の負担軽減を加速化するため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを公益社団法人国民健康保険中央会に構築。
- 令和5年度から継続して、システム導入当初に運営基盤の安定化を図るため運用・保守のための予算を措置。

2 事業の概要

令和6年3月に改訂予定。改訂に対応する改修



3 実施主体等



〈参考：令和5年度補正予算により実施〉

【主なシステムの改修】

- R5年度に改訂する「標準仕様」に対応するための改修
- 既に地域で連携を行っているサービス等と連携するためのAPI開発
- その他、パイロット運用及び本格運用により顕在化した課題に対応するための改修

令和6年度当初予算案 1.4億円（1.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国として生産性向上ガイドラインやセミナーにより、自治体主導での介護現場革新・生産性向上の取組を推進しており、令和6年度は基金事業等で更なる自治体主導での取組の推進を図ることとしている。
- 介護職員へのスキルアップ研修や法人間の連携による生産性向上の取組に係る調査研究・実証を行い、ICTの導入・利活用促進を図る。
- 「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」を踏まえ、職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上等に取り組む事業者・職員を総理大臣が表彰等する仕組みを早期に導入し、優良事例の横展開を図る。

2 事業の概要

①生産性向上に係るセミナー等の実施

介護事業所が主体的に生産性向上に取り組めるよう、生産性向上ガイドラインの理解促進、好事例の横展開等を目的としたセミナーや、生産性向上の機運を高めるためのフォーラムを開催し、生産性向上の取組の普及・加速化を図る。

②法人間の連携による生産性向上の取組や、介護職員へのスキルアップ、ICTの効果的取り組みの横展開に関する調査研究

- 令和5年度の調査研究事業の成果を踏まえ、法人間の連携による生産性向上の取組や、介護分野のテクノロジー活用に必要なICTスキル習得のための一連の学習プログラムを試行し、ポイントをまとめる。
- 2025年大阪万博での効果的な取組の情報発信に係る好事例の収集及び普及方策の企画・検討（データ連携の側面）

③「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」に係る事務局の設置

「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」について、都道府県との調整や情報の取りまとめ、選考委員会の運営などの事務局としての業務を行うとともに、表彰を通じた好事例集を作成する。

※下線は令和6年度拡充分

3 実施主体等



4 事業実績等

令和4年度 セミナー参加事業所（法人）数 487

令和6年度当初予算案 1.0億円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和5年3月の省令改正（※1）により、令和6年度から指定申請等の様式を統一化することとした上で、「電子申請・届出システム（※2）」の利用を原則とし、地方公共団体は令和7年度末までに利用開始のための準備を完了することとしたところ。
※1 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年4月1日施行） ※2 「介護サービス情報公表システム」のサブシステム
- 地方公共団体が本システムを円滑に利用するための支援や、好事例の横展開等を通じた早期の利用開始を促進するため、地方公共団体に対する伴走支援を行う。

2 事業の概要

地方公共団体に対する利用開始時期に係る意向調査を踏まえ、各期毎（＝半年）に支援対象グループを分けた上で、地方公共団体の状況に合わせた各種支援等を実施。

【主な支援内容】

1. 電子申請・届出システムに係る利用準備セミナーの実施

本システムをこれから利用する地方公共団体を対象に、利便性や利用に向けた準備のポイント等に関するセミナーを開催する。

2. 地方公共団体に対する個別相談会の実施

本システムの利用開始前・開始後における業務上の課題等に対する個別の相談対応を行う。

3. 地方公共団体向け手引きの改訂等

本システムを既に利用している地方公共団体の事例を踏まえ、地方公共団体向けの「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き」を改訂及び他の地方公共団体の参考となる事例集の作成を行う。

4. 「電子申請・届出システム」の利用による介護現場の負担軽減に係る調査

既に利用している地方公共団体管下の介護事業所を対象に、本システムの利用による介護現場の文書負担軽減の効果を把握する。

3 事業スキーム



4 その他

（参考）利用開始予定の地方公共団体数

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| ・令和5年度まで： 394 | ・その他/未回答： 123 |
| ・令和6年度： 1,017 | 出所：地方公共団体の利用開始時期の意向調査（令和5年12月4日時点） |
| ・令和7年度： 254 | |

認知症施策推進大綱等に基づく施策の推進 (全体像)

1 事業の目的

令和6年度当初予算案 134億円 (128億円) ※ ()内は前年度当初予算額

- ◆ 令和元年6月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。
- ◆ また、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を踏まえた取組を行う。

2 事業の概要

①認知症に係る地域支援事業の充実 【86億円の内数 (社会保障充実分)】

- ・ 認知症初期集中支援チームの設置 ・ 認知症地域支援推進員の設置 ・ 「チームオレンジ」の整備
- ・ 認知症の人と家族への一体的支援の推進

②認知症施策推進大綱の取組の推進 (認知症総合戦略推進事業) 【5.5億円 (5.5億円)】

- ・ 広域的な認知症高齢者見守りの推進 ・ 認知症の普及相談、理解の促進 ・ 若年性認知症支援体制の拡充 ・ 認知症本人のピア活動の促進
- ・ 認知症本人・家族に対する伴走型の支援拠点の整備

③認知症疾患医療センターの運営 【13.2億円 (12.9億円)】

- ・ 地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動の支援 ・ 地域包括支援センター等地域の関係機関とも連携した診断後等の支援
- ・ 新規治療薬の治療及び精密な診断治療が可能な認知症医療体制の拠点整備

④認知症理解のための普及啓発等 【45百万円 (40百万円)】

- ・ 認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発 ・ 日本認知症官民協議会を核とした社会全体の取組の推進

⑤成年後見制度の利用促進 【11.4億円 (8.1億円)】 【97億円の内数等】

- ・ 成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備
- ・ 市民後見人等の育成 ・ 成年後見人等への報酬

⑥認知症研究の推進 【14.3億円 (12.3億円)】

- ・ 各種コホートの構築、認知症の病態解明、バイオマーカー開発、創薬の推進など、予防・診断・治療、リハビリテーションモデル等に関する研究開発および社会的課題に関する実態調査など認知症施策推進のための研究

⑦大阪・関西万博における認知症に関する情報発信事業 【23百万円 (新規)】

- ・ 大阪・関西万博時の展示物などの取組を検討

⑧その他・認知症サポーターの養成 ・ 認知症介護研究・研修センターの運営、認知症サポート医の養成、介護従事者による認知症ケアの向上のための研修の実施等の人材育成 ・ 地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業 等

令和6年度当初予算案 86億円の内数 (86億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジ)の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

○認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。

○認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会活動参加のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。

(推進員の業務内容)

- ・状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携を図るための取組
- ・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組
- ・そのほか、一般病院・介護保険施設などでの認知症対応力の向上を図るための支援、認知症グループホームなどでの在宅生活継続のための相談・支援、認知症カフェ等の設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問、認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業に関する企画及び調整

※ 以下の内容は令和6年度の新規事項

- ・認知症地域支援推進員が、若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の人への対応を行った場合に、その事務に要する経費を補助することを可能とする。
- ・認知症地域支援推進員等が、夜間・休日等の時間外に認知症の人等からの相談や対応に応じた場合やオンライン機器を活用して相談や対応を行った場合等に、それらの事務に要する経費を補助することを可能とする。

○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

【実施主体】：市町村

【負担割合】：1号保険料23/100、国38.5/100、都道府県19.25/100、市町村19.25/100

【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数(※)本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業(社会保障充実分)の実施保険者数

認知症総合戦略推進事業

令和6年度当初予算案 5.5億円 (5.5億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和元年6月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)に基づき、適時・適切な医療・介護等の提供、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制の確立など認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくことを目的とする。

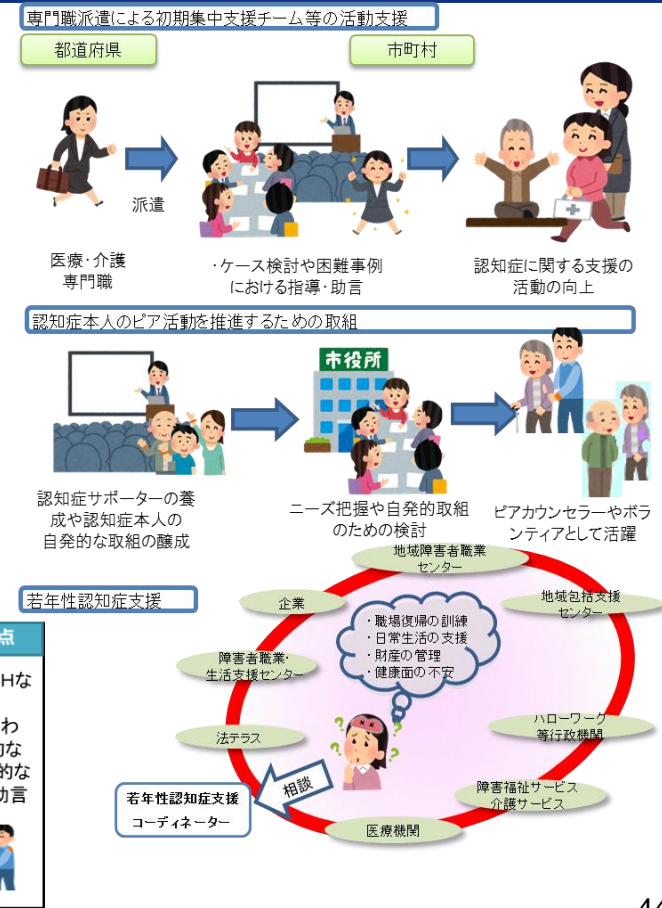
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要(実施主体 ※民間団体等へ委託可)】

- 1 先駆的な取組の共有や、広域での連携体制の構築 (都道府県)
(主な事業内容)
 - ・ 広域の見守りネットワークの構築
 - ・ 専門職の派遣等による認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援
 - ・ 認知症医療と介護の連携の枠組み構築
- 2 認知症の人や家族が気軽に相談できる体制の構築、認知症の理解の促進構築 (都道府県、指定都市)
- 3 若年性認知症の人の状態やライフステージに応じた適切な支援 (都道府県、指定都市)
 - (1) 若年性認知症支援コーディネーターの設置
 - (2) 若年性認知症のネットワークの構築や認知症の人のニーズ把握のための取組
 - (3) 若年性認知症の人の社会参加活動の支援
 - (4) 若年性認知症支援のための全国的な相談体制の充実
- 4 認知症本人のピア活動の促進 (都道府県、指定都市)
- 5 認知症伴走型支援拠点の整備の推進 (市町村)

【負担割合】 国1/2 ※ 3(4)のみ定額

【事業実績】 令和3年度：47都道府県、18指定都市、3市町村



令和6年度当初予算案 13億円(13億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症疾患医療センターの設置・運営を通じて、地域の関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施する。
- また、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図り、事業の着実な実施を推進していくことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

以下の機能を担う認知症疾患医療センターに対し、その運用に係る経費を補助する。

- ・ 専門的医療機能 … 鑑別診断とそれに基づく初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応、専門医療相談
 - ・ 地域連携拠点機能 … 認知症に関する情報発信・普及啓発、認知症医療に関する連携体制強化・研修実施
 - ・ 診断後等支援機能 … 診断後の認知症の人や家族に対し、今後の生活等に関する不安が軽減されるよう相談支援を実施
 - ・ 事業の着実な実施に向けた取組の推進 … 都道府県・指定都市が行う取組への積極的な関与
- また、令和6年度においては、アルツハイマー病の新薬が認知症疾患医療センターの一部で投与可能となることを見据え、投与対象となる認知症疾患医療センターでの相談対応等(※)が増加することが見込まれることから、その運用に係る経費を加算として補助する。

(※) 薬剤投与についての地域の医療機関や一般の人からの相談対応、受診後に疾患修飾薬投与非対象であった者への支援を含む地域の医療機関等との連携 等

【実施主体】

【補助率】

【備考】

・ 都道府県・指定都市

・ 国 1/2

・ (事業実績) 全国505カ所、319圏域/全335圏域 ※令和5年10月現在

認知症施策推進大綱 (令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) (抜粋)

第2 具体的な施策

3. 医療・ケア・介護サービス

(1) 早期発見・早期対応、医療体制の整備

(認知症疾患医療センター)

- 都道府県は、二次医療圏ごとに地域の医療計画との整合性を図り、**認知症疾患医療センターを計画的に整備**する。
- 診断の際に、地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施すること等を通じ、**診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等**を行う。

KPI/目標

認知症疾患医療センターの設置数 全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上(2020年度末)

認知症サポーター等推進事業

令和6年度当初予算案 28百万円 (28百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイト及び認知症サポーターを都道府県、市町村、全国的組織を持つ職域団体や企業（以下「養成主体」と総称する。）が養成する際の支援、これらの活動状況の把握や優良活動事例を広く周知する報告会等を行うことにより、地域や職域における認知症サポーターの活動支援を図るとともに、認知症サポーターの士気の向上や、国民の認知症に関する意識の啓発を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

- (1) 認知症サポーター養成講座を円滑に実施するための支援等
(キャラバン・メイト養成研修等の実施や講師派遣、認知症サポーター養成講座にかかる市町村等への運営助言・情報発信、認知症サポーター等のデータ集計・分析・データベース化など)
- (2) 認知症サポーター優良活動報告会の開催や、認知症サポーターの更なる地域での活躍を促進する取組
- (3) オレンジ・チューターを養成するための全国研修の実施
- (4) 認知症サポーターホームページの運用

【実施主体】 民間団体等（公募）

【負担割合】 定額

【事業実績】 公募により選定した1者が上記事業を実施。

認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）（抜粋）

第2.具体的な施策

1. 普及啓発・本人発信支援

(1) 認知症に関する理解促進

- 認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き推進する。特に、認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等をはじめ、人格形成の重要な時期である子供・学生に対する養成講座を拡大する。

KPI/目標

企業・職域型の認知症サポーター養成数400万人（認知症サポーター養成数1500万人（2025年度））
毎年、継続して表彰された小・中・高校生認知症サポーターの創作作品等を周知

認知症介護研究・研修センター運営事業

令和6年度当初予算案 3.3億円 (3.3億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後急速に増加することが見込まれる認知症高齢者に対する介護等の支援を適切かつ効果的に行う観点から、認知症介護研究・研修センターにおいて、処遇技術に関する臨床的な研究を行うとともに、認知症介護に関する研修のための全国的な連携体制（ネットワーク）を形成し、認知症介護の専門職員の養成を行い、全国の介護保険施設・事業所等にその成果の普及を図る。

2 事業の概要

- (1) 認知症介護の専門技術に関する実践的な研究の実施
 - ・ 我が国における認知症高齢者の介護に関する研究の中核的機関として位置づけ、認知症高齢者の介護の専門性を高め、質の高い介護技術を理論化することを目的として、大学や研究機関等との連携による学際的共同研究を推進する。
- (2) 認知症介護の専門技術に関する指導・普及を行う専門職員に対する養成研修等の実施
 - ・ 介護の専門性を高めることを目的に、実践的な介護研修を体系的に実施するとともに受講しやすい環境の整備、研修のあり方の検討により、人材の育成と確保に努める。
 - ・ 必要に応じ各地方公共団体等が実施する認知症介護に関する研修に協力。
- (3) 認知症介護の専門技術に関する国内外の人材交流や各種情報の収集・提供
 - ・ 国際的視野に立った研究を遂行するため、先端研究の情報収集とそれらの公開、提供を行うとともに、国内外の研究・研修機関との情報交換と人材交流を積極的に推進する。
- (4) 高齢者虐待の防止及び養護者支援に関する調査・研究
 - ・ 高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項に関する調査及び研究を行う。
- (5) 認知症地域支援体制構築の検討（東京都のみ実施）
 - ・ 認知症地域支援の取組の先進事例等の収集・整理・分析を行うとともに、その分析結果等に基づき、地域資源連携のあり方等を自治体に対して提示し、情報共有とその普及を図る。

3 実施主体等

【実施主体】

認知症介護研究・研修センターを設置する都県市

- ・ 東京都（社会福祉法人 浴風会 東京都）
- ・ 仙台市（社会福祉法人 東北福社会 仙台市）
- ・ 愛知県（社会福祉法人 仁至会 愛知県）

【負担割合】 定額

【事業実績】 3都県へ補助を行い、上記法人が左記事業を実施。



東京センター

関東・新潟・九州・沖縄地区



仙台センター

北海道・東北・四国・中国地区



大府センター

中部・近畿地区

令和6年度当初予算案 45 百万円 (40百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

(1) 認知症普及啓発事業

・「世界アルツハイマーデー」(9月21日)は世界保健機関(WHO)と「国際アルツハイマー病協会」(ADI)が共同で制定したものであり、この日を中心にアルツハイマー病の啓蒙を実施することとされている。また、9月の1か月間を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界各地で様々な認知症に関する取組が行われていることから、厚生労働省としても認知症に関する正しい知識の浸透を図る絶好の機会と捉え、令和2年1月に任命した5名の「希望大使」による認知症の本人がまとめた「認知症とともに生きる希望宣言」の展開など総合的かつ集中的な普及・啓発活動を行うことにより、認知症施策の一層の推進を図る。

・また、令和5年6月に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法で新たに位置づけられた「認知症の日」及び「認知症月間」について国民への周知を行うとともに、認知症基本法の内容について国民への浸透を図る。

(2) 認知症分野における官民連携・バリアフリー普及啓発事業

・認知症に係る諸問題への対応が社会全体において求められているという共通認識の下、医療介護関係者だけでなく、自治体・企業など幅広い関係者の参画を得て、社会全体で認知症に関する取組の活性化を図る「日本認知症官民協議会」を核として、幅広い業界、業種を対象として認知症の人への接遇に関する手引きの作成や、認知症に関する取組を積極的に行っている企業等を「見える化」する観点等から認知症バリアフリー宣言の運用等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

(1) 認知症普及啓発事業

- ・世界アルツハイマーデーの時期にあわせて、国民の認知症に関する理解を促進するための取組を実施する。
- ・令和5年6月に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法で新たに位置づけられた「認知症の日」及び「認知症月間」について、国民に広く周知するための取組を行う

(2) 認知症分野における官民連携・バリアフリー普及啓発事業

- ・「日本認知症官民協議会」の開催・運営(官民協議会参画団体との連絡調整・総会の開催等)
- ・協議会に設置されたワーキンググループ(バリアフリーWG)等の運営
- ・幅広い業界、業種を対象として認知症の人への接遇に関する手引きの作成
- ・認知症バリアフリー宣言等の運用・周知・広報

【スキーム・実施主体】 国 → 民間団体等(委託により実施)

【事業実績】 (1) (2) それぞれ1者が上記の事業を実施



認知症施策推進大綱 (令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) (抜粋)

第2 具体的な施策

1. 普及啓発・本人発信支援

(1) 認知症に関する理解促進

- 世界アルツハイマーデー(毎年9月21日)及び月間(毎年9月)の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催する。また、SNS(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室フェイスブック等)を活用し、認知症予防を含む各種取組やイベント情報、認知症予防に関するエビデンス及び調査研究事業の成果物の紹介等を発信する。

KPI/目標

毎年、アルツハイマーデー及び月間における総合的かつ集中的な普及・啓発イベントを実施

令和6年度当初予算案 23百万円(一) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・現在、認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。また、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進している。
- ・世界中の国々が半年間にわたり同じ場所に集う万博の特徴を活かし、世界で最も早いスピードで高齢化が進んできた我が国や諸外国の認知症施策の歴史を振り返るとともに、我が国の認知症に関する国家戦略である「認知症施策推進大綱」に基づく取組を紹介し、世界中において、認知症になっても、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】

・認知症に対する正しい知識と理解を広め、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」社会の実現に向けメッセージを発信するとともに、令和元年に策定された「認知症施策推進大綱」の対象期間が2025年までとされていることも踏まえ、認知症の人(本人)や家族も参画し、産官学が一丸となって取り組む姿をアピールする。

・具体的には、大阪・関西万博開催中(令和7年4月13日～10月13日)に設けられるテーマウィーク(6月予定)において、認知症の疑似体験、認知症を正しく理解するための展示、認知症希望大使の活動や共生社会を推進する動画、認知症研究の最新情報の紹介や近年の施策の動向がわかる動画、認知症サポーター講座やチームオレンジの活動状況がわかる動画、会場内外のオレンジドレスアップ(ライトアップ)、など様々な取組を検討する。

・令和6年度は、認知症(施策)に知見のある有識者等により万博での企画を検討するとともに、認知症を正しく理解するための展示として、日本と諸外国の認知症(施策)の歴史をひもとくため、各時代で認知症の人を診察していた医師、地域の保健師、認知症の人の家族等の関係者への取材等を通じて、その証言や関係者が所有している写真等を収集し、万博において展示物として発信出来るよう準備を進める。

【スキーム・実施主体】 国 → 民間団体等(委託により実施)

【事業実績】 新規

令和6年度当初予算案 **7.8**億円 (4.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**令和6年度末までのKPI達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
(都道府県による協議会の設置：令和4年4月1日現在 19都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**)
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるように、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。
(市町村による中核機関の整備：令和4年4月1日現在 935市町村 → 令和6年度末 **全市町村**)

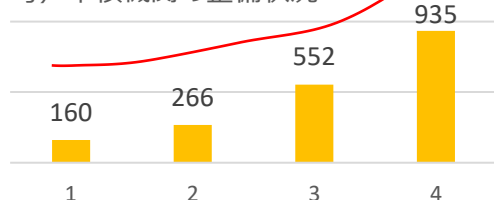
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

事業の実施・関係性のイメージ

● 中核機関^(※)立ち上げ支援事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉600千円
〈補助率〉1/2
〈実績〉58市町村 (令和4年度)

(参考) 中核機関の整備状況



※「中核機関」とは、協議会(関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体)の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関や体制

中核機関未設置
市町村

中核機関
整備

中核機関設置済
市町村

コーディネート
機能強化

体制整備支援や職員研修の実施、対応困難事案等への支援

都道府県

市町村支援
機能強化

(市町村支援機能強化の取組)

○ 中核機関コーディネート機能強化事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉1,000千円/取組
〈補助率〉1/2
〈実績〉264市町村 (令和4年度)
(コーディネート機能強化の取組)

- ① 調整体制の強化
- ② 受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化 **新**
- ③ 広域連携の実施

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

〈実施主体〉都道府県 (委託可)
〈基準額〉1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組
(1都道府県あたり最大10,000千円)
〈補助率〉1/2 〈実績〉41都道府県 (令和4年度)

- 【必須】
- ① 司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
 - ② 市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
- 【加算】
- ① 体制整備アドバイザーの配置・派遣
 - ② 相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

市町村

都道府県

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和6年度当初予算案 0.8億円 (1.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高齢化率の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれた令和6年度末までのKPI達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組み、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。

(都道府県による意思決定支援研修の実施：令和4年4月1日現在 16都道府県 → 令和6年度末 全都道府県)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

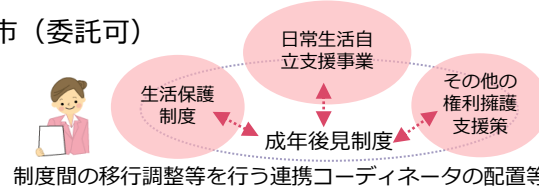
<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）
<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
<補助率> 1/2 <実績> 70自治体（令和4年度）



○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化**に取り組む。

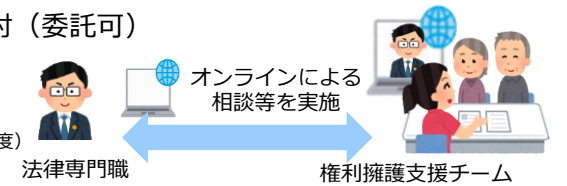
<実施主体> 都道府県、指定都市（委託可）
<基準額> 5,000千円
<補助率> 1/2
<実績> 10自治体（令和4年度）



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）
<基準額> 300千円
<補助率> 1/2
<実績> 34自治体（令和4年度）



令和6年度当初予算案 1.0億円 (98百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例の拡充**を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組（下図①、②及び③）の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。
- そのうち**法人後見に関する取組（下図①[1]）**については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」をもとに**その実施の促進を図るとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の検証等を行い、その成果を反映して本手引きの成案を得る**。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

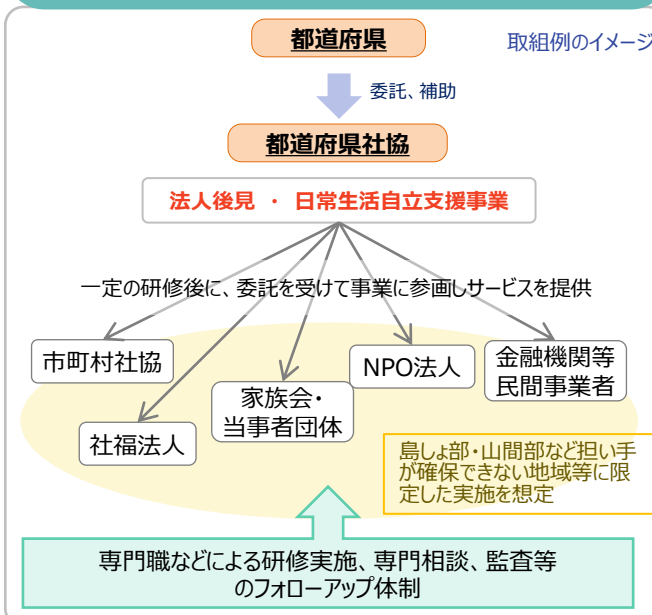
〈実績〉 10自治体（令和4年度）

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円 【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円 【補助率】 1/2

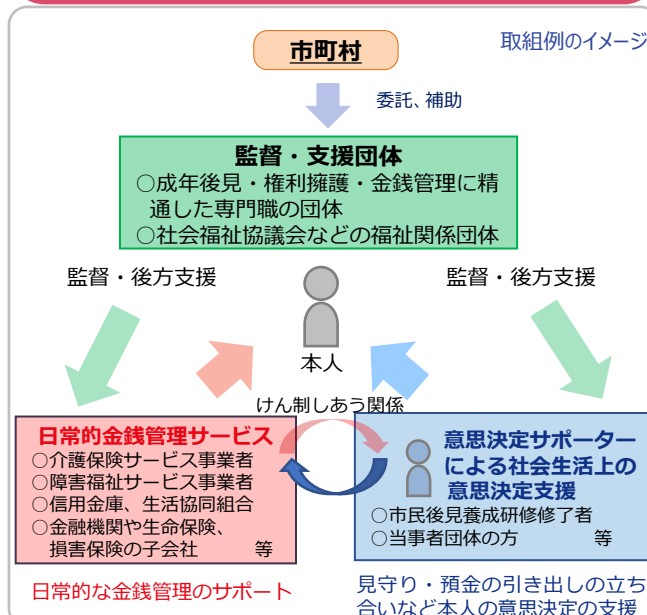
1

- [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- [2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



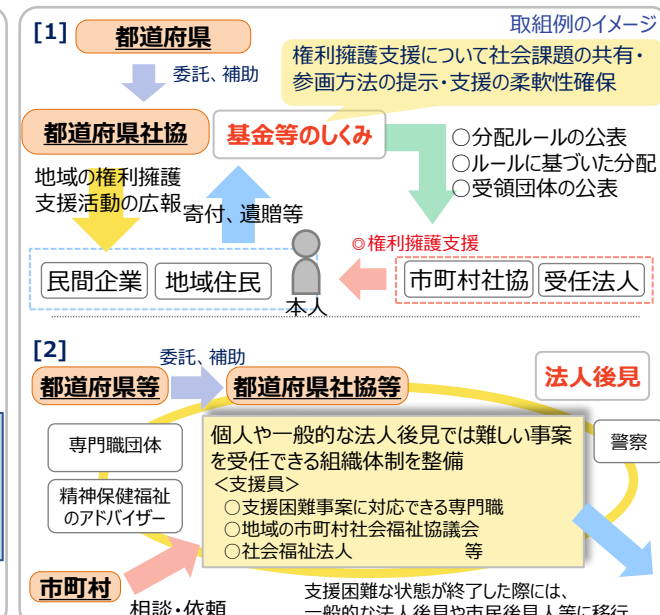
2

- 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組



3

- [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
- [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組



※ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせ**た**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等**を行う**コーディネーター**を配置した**相談・調整窓口**を整備。



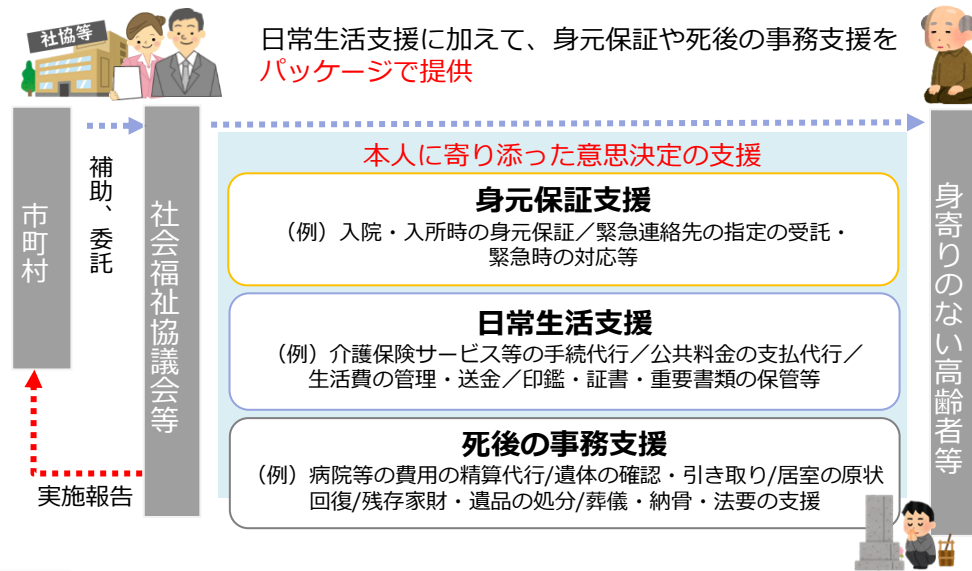
－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分

家賃債務保証・身元保証など

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、身元保証や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

令和6年度当初予算案 97億円の内数 (137億円の内数)、1,804億円の内数 (1,933億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要（実施主体）（負担割合）】

① 権利擁護人材育成事業 地域医療介護総合確保基金（介護分）（令和6年度）97億円の内数

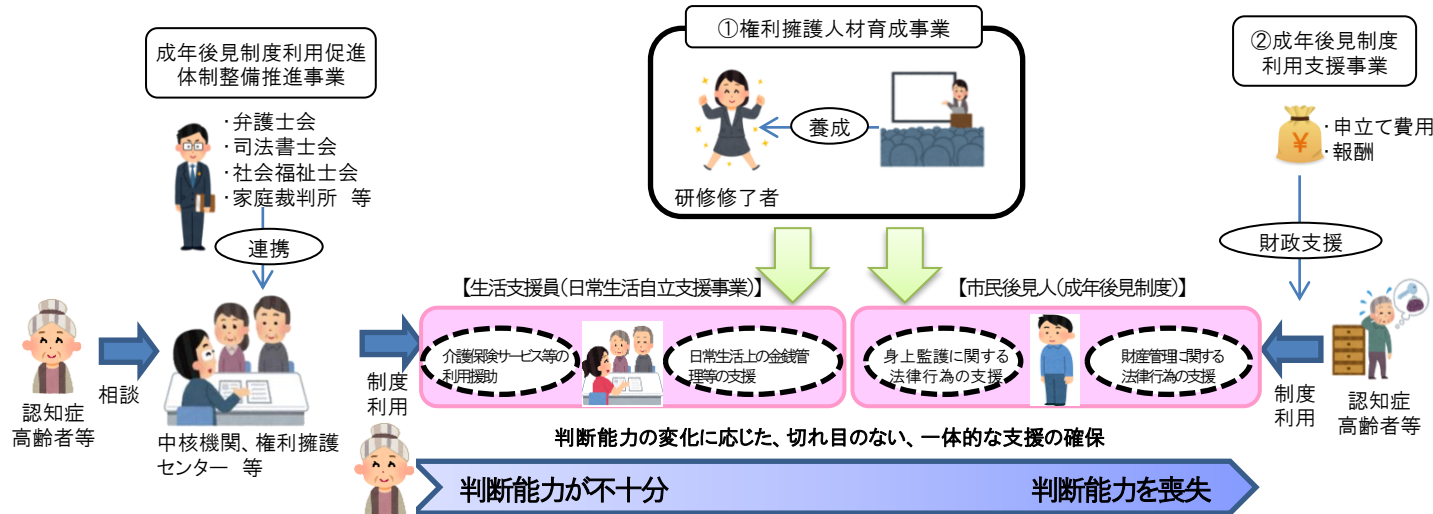
成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

（実施主体：都道府県）（負担割合：負担割合：国2/3、都道府県1/3）

② 成年後見制度利用支援事業 地域支援事業（令和6年度）1,804億円の内数

低所得の高齢者に対する成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。

（実施主体：市町村）（負担割合：1号保険料23/100、国38.5/100、都道府県19.25/100、市町村19.25/100）



令和6年度当初予算案 14億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ研究、認知症診断に資するバイオマーカー研究、認知症ゲノム研究など病態解明を目指した研究及び認知症政策の推進に資する調査研究等を実施し、認知症施策推進大綱に掲げられた目標の達成を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

- 認知症の予防、診断、治療、リハビリテーション、ケア等のための研究
- 研究基盤の構築
- 産業促進・国際展開

(1) 認知症研究開発事業

◆ 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ

- ・ 大規模認知症コホート研究
- ・ 認知症層別化コホート研究
- ・ 遺伝性認知症を対象としたコホートの構築研究

◆ バイオマーカー研究

- ・ 認知症診断に資するバイオマーカー研究

◆ 病態解明を目指した研究

- ・ 認知症ゲノム研究

(2) 認知症政策研究事業

◆ 認知症施策の推進に資する調査研究

- ・ 独居認知症高齢者等の地域での暮らしを安定化・永続化するための研究
- ・ 若年性認知症の病態・診療及びその援助に関する実態調査と治療及び支援に導くプロセスを検討する研究
- ・ 認知症の遠隔医療およびケア提供を促進するための研究 等

【実施主体等】

補助先：（1）国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

（2）研究者・民間事業者等（公募により選定）

補助率：定額

継続中の課題

●大規模認知症コホート

長期にわたって高齢者を追跡し、認知症発症者と未発症者を比較して発症に関連する危険因子、予防因子を同定。

（対象者）認知症発症前の者（健常、軽度認知障害）、一部認知症発症者

●遺伝性認知症を対象としたコホート

コホートを構築し、遺伝性認知症への支援を行うとともに病態解明、バイオマーカー開発、治験を促進する。

（対象者）遺伝子変異を有する遺伝性認知症者

令和5年度二次公募で開始

アルツハイマー病の疾患修飾薬等の社会実装に伴う効果的な診断・治療方法の確立と普及を目指す研究

令和6年度新規研究

DCT※の概念を活用した臨床研究体制構築研究
認知症研究プラットフォーム構築研究 等

※DCT：Decentralized Clinical Trials（分散化臨床試験）

事業実績：令和4年度実施研究課題

（1）17課題 （2）9課題

認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）（抜粋）

第2 具体的な施策 5 研究開発・産業促進・国際展開 （1）認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究、（2）研究基盤の構築

KPI/目標

・ 認知症のバイオマーカーの開発・確立

・ 日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始

・ 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化

・ 薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築

※メニュー事業の全体

令和6年度当初予算案 97億円（137億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和4年度交付実績：47都道府県） ※赤字下線(令和6年度拡充分)
*付き下線(事業の類型化)

参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援(*)
- 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援(*)
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化(*)
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- **介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備**
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握(*)
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- 外国人介護人材の研修支援
- 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備(*)
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援
 - ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援(*)
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
- ハラスメント対策の推進
- 若手介護職員の交流の推進
- 外国人介護人材受入施設等環境整備 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援(*)
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の97億円の内数（137億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等（受入介護施設等）が介護福祉士養成施設等の奨学金を給付等する場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- 昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、外国人留学生が安心して学習・就労を行うための更なる環境整備を図ることが重要であることから、外国人介護人材確保に資する取組を行っている受入介護施設等の負担軽減を図り、受入環境整備の取組みを支援することは必要。
- このため、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できるようにする。

2 事業のスキーム・実施主体等

留学生
（日本語学校・養成施設）

奨学金等の
貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>

- 1年目：日本語学校
学費：月5万円
居住費などの生活費：月3万円（※）
- 2年目・3年目：介護福祉士養成施設
学費：月5万円
入学準備金：20万円（初回に限る）
就職準備金：20万円（最終回に限る）
国家試験受験対策費用：4万円（年額）
居住費などの生活費：月3万円（※）

経費助成

- ・ 受入介護施設等の奨学金等の総額に対して補助
- ・ 補助率：1/3
（受入介護施設等の負担：2/3）

都道府県
（委託可）

補助

国

※ 居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り

- 1 月2万円まで加算。
- 2 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円まで加算。

3 事業実績

◆ 実施自治体数：28道県※ 令和3年度実績

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の97億円の内数(137億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進める事により、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 「介護ロボット導入支援事業」「ICT導入支援事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、介護職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

※ 下線部は令和6年度までの拡充分。太字が令和6年度で拡充した部分。

2 補助対象

【介護ロボット】

- 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット

【ICT】

- 介護ソフト(機能実装のためのアップデートも含む)、タブレット端末、スマートフォン、インカム、クラウドサービス、他事業者からの照会経費等
- Wi-Fi機器の購入設置、業務効率化に資するバックオフィスソフト(勤怠管理、シフト管理等)

【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】

- 介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費等

【その他】

- 上記の介護ロボットやICT等を活用するためのICTリテラシー習得に必要な経費

4 実施主体、実績

事業	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
介護ロボット導入支援事業(※1)	58	364	505	1,153	1,813	2,297	2,720
ICT導入支援事業(※2)					195	2,560	5,371

実施主体



※1 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数。1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

※2 補助事業所数

3 補助要件等

- ✓ 介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する取組の計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで報告すること。(必須要件)

【介護ロボット】

区分	補助額	補助率	補助台数
○移乗支援	上限100万円	3/4 (※)	必要台数
○入浴支援			
○上記以外	上限30万円		

【ICT】

補助額	補助率	補助台数
● 1~10人 100万円	3/4 (※)	必要台数
● 11~20人 160万円		
● 21~30人 200万円		
● 31人~ 260万円		

※一定の要件を満たす場合は3/4, それ以外は1/2

補助要件(例示)

【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】

- 取組計画により、職場環境の改善(内容検討中)を図り、職員へ還元する事が明記されていること
- 既に導入されている機器、また本事業で導入する機器等と連携し、生産性向上に資する取組であること
- プラットフォーム事業の相談窓口や都道府県が設置する介護生産性向上総合相談センターを活用すること
- ケアブランドデータ連携システム等を利用すること
- LIFE標準仕様を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施すること等

補助額・率

上限
1,000
万円
3/4

5 その他

・都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務について規定(令和5年度に介護保険法の一部を改正)

介護職員処遇改善加算等の取得促進事業

令和6年度当初予算案 1.6 億円 (2.0 億円) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 1.1億円

1 事業の目的

- 介護職員等ベースアップ等支援加算の新規取得や、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の新規取得・より上位区分の加算取得を引き続き強力に進めるため、介護サービス事業所等に対する研修会や専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣を通じた個別の助言・指導等の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

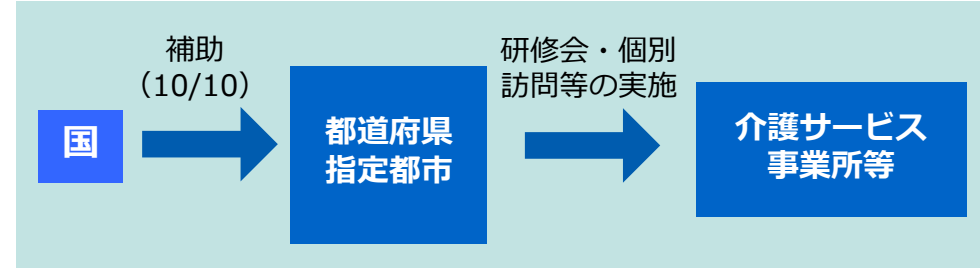
成果目標

- 本事業により、介護職員等特定処遇改善加算を中心に、加算の新規取得や、より上位区分の加算取得の更なる支援をすることで、加算の算定率の向上を図る。

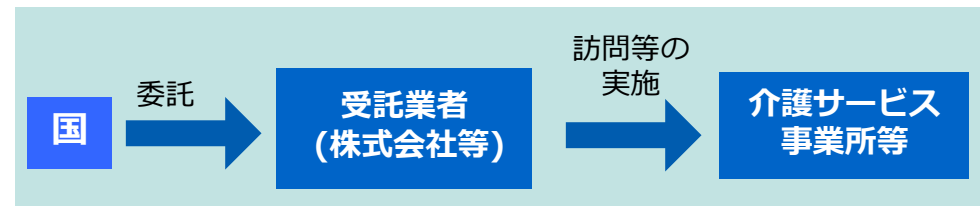
所要額

- 介護保険事業費補助金：105,742千円（150,428千円）
- 要介護認定調査委託費：49,647千円（49,752千円）

○事業スキーム（補助事業：105,742千円）



○事業スキーム（委託事業：49,647千円）



地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和6年度当初予算案 252億円（352億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和6年度においては令和5年度が終期となっているメニューの見直し等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。
- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。

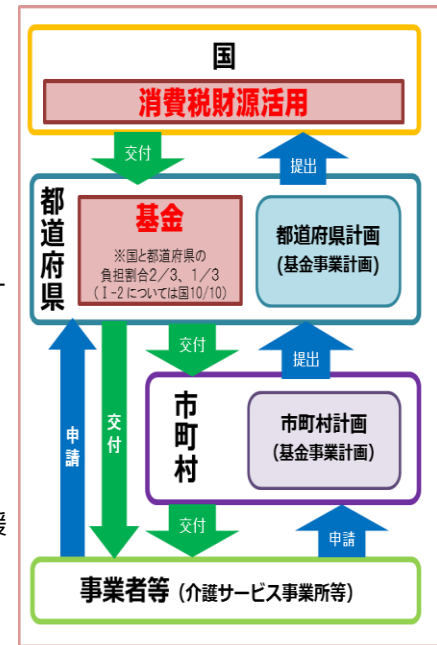
2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
- ④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
- ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

<実施主体等>



<令和4年度交付実績> 42都道府県

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和6年度当初予算案 12億円（12億円） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 84億円（国土強靱化分を含む）

1 事業の目的

- 高齢者施設等は、地震や火災発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用しているため、災害時においても利用者の安全を確保するとともに、その機能を維持することが重要であり、防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備の推進により、防災体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業、介護医療院（※） ※ 令和6年度まで実施	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満） 等	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

（令和5年度補正予算により追加）

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心の確保等のため、社会福祉連携推進法人や合併した社会福祉法人の広域型施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	総事業費6,160万円/施設	総事業費80万円/施設

④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

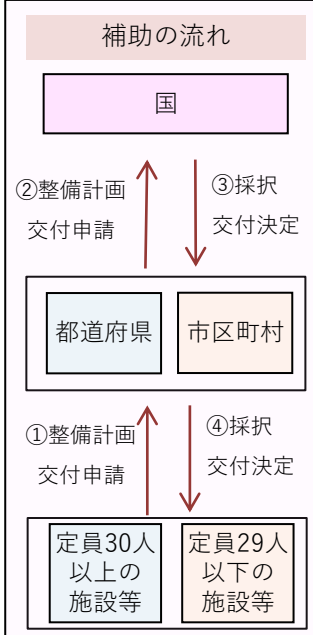
非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
			ii	なし	総事業費80万円/施設

給水設備	施設種別	補助率	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2	なし	総事業費500万円/施設
	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院	自治体 1/4		なし
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等	事業者 1/4	なし		

⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いため、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置を促進。

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	定額補助	4,000円/㎡	なし



<令和4年度交付決定>
472自治体

令和6年度当初予算案 25億円（25億円） ※（）内は前年度当初予算額

年金・医療等に 係る経費	義務的経費	裁量的経費 （社保充）	裁量的経費 （左記以外）	復興特会
			○	

1 事業の目的

- 介護保険制度の適正な運営を図るため、自立支援・重度化防止に向けた高齢者の社会参加など老人保健福祉サービスの実施や、虚弱高齢者に対する予防、認知症施策、介護人材確保対策などに関し、審議報告において検討が必要とされた事項等に関する調査研究に取り組む必要がある。
- 本事業は、これらの検討を行うために必要な先駆的、試行的な調査研究事業等に対する所要の助成を行うものであり、今後の介護保険制度の適正な運営及び老人保健福祉サービスの一層の充実に資するために必要な経費である。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

成果目標

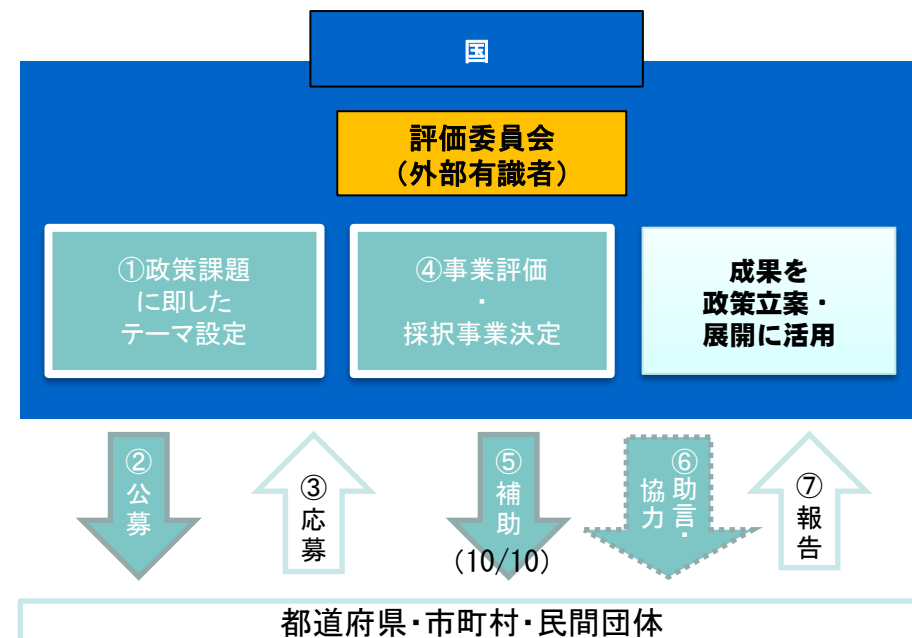
・高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。

・国の政策課題に即して設定した全調査研究課題（テーマ）数に対し、1件以上採択する。

【参考：過去の実績等】

	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
年度予算額(A)	26.9億円	24.2億円	25.7億円	24.7億円	24.7億円
調査研究 テーマ数	168テーマ	195テーマ	185テーマ	168テーマ	154テーマ
採択事業数(B)	164事業	181事業	179事業	152事業	153事業
テーマ数に対して 採択した割合	93%	90%	95%	90%	98%

事業スキーム



令和6年度当初予算案 1.3億円（1.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業目的

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

2 事業概要、実施主体等

1. 【未然防止】のための支援

①地域住民向けのシンポジウム等の開催（2017年～）

高齢者虐待防止法の普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催

②地域住民向けリーフレット等の作成（2017年～）

・高齢者虐待防止法の通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成

・民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成

③養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣（アウトリーチ）（2019年～）

養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

2. 【早期発見、迅速且つ適切な対応（悪化防止）】のための支援

①身体拘束ゼロ作戦推進会議（2007年～）

身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議

②権利擁護推進員養成研修（2007年～）

・施設長など介護施設内において指導的立場にある者を対象に、職員のストレス対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修①身体拘束ゼロ作戦推進会議（2007年～）

・介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修

③看護職員研修（2007年～）

介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

④市町村職員等の対応力強化研修（2017年～）

市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修

⑤権利擁護相談窓口の設置（2007年～）

困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置

⑥ネットワーク構築等支援（2017年～）

高齢者虐待防止に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴うシェルター等居室確保等に係る広域調整等

3. 【再発防止】のための支援

虐待対応実務者会議等の設置（2020年～）

・虐待対応実務者会議～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る

・虐待の再発防止・未然防止策検証会議～死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、虐待防止に関する調査計画策定（再発・未然防止策等）の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施

・市町村等の指導等体制強化～介護施設等における虐待防止検討委員会の運営指針の整備、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣

■事業主体：都道府県 ■補助率：1/2
■補助対象経費：高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
■令和4年度事業実施：45都道府県

高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業

令和6年度当初予算案 40百万円 (40百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

年金・医療等に 係る経費	義務的経費	裁量的経費 (社保充)	裁量的経費 (左記以外)	復興特会
			○	

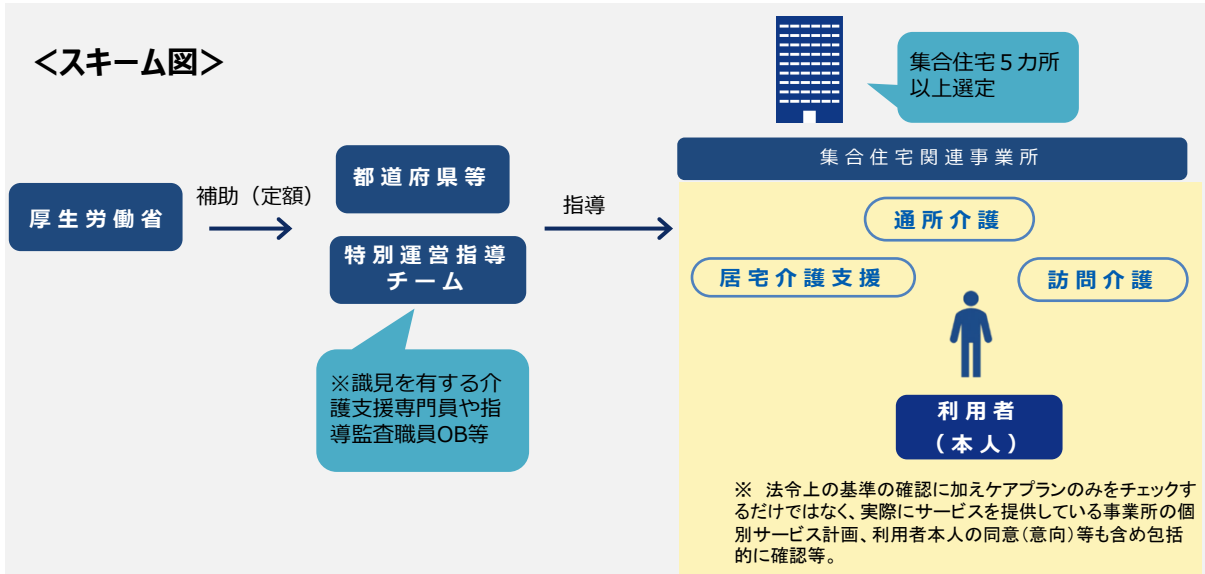
1 事業の目的

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下、「集合住宅」という）等に併設している介護サービス事業所の行政処分の割合は、併設以外と比較して多くなっているという実態がある。
- このため、主として集合住宅に入居する高齢者に対して介護サービスを提供する事業所（以下、「集合住宅関連事業所」という。）への重点的な運営指導が可能となるよう、都道府県及び市町村における指導体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 集合住宅関連事業所を指導対象として重点的に選定し、識見を有する介護支援専門員や自治体職員OBを交えた特別運営指導チームを組織して指導・監査に臨む。
* 事務受託法人への一部委託可能。

<スキーム図>



成果目標

- 利用者の囲い込みをしていると考えられるサービス事業者に着眼し、サービス提供にかかるケアプランの見直し等に基づく返還等により介護給付費の削減を図る。
- 同一自治体内での他の集合住宅関連事業所が行う過大サービス提供への抑止力及び牽制
- 自治体における効果的指導手法の確立 → 好事例は全国会議等で紹介

実施主体等

- ◆ 実施主体 都道府県、市町村
- ◆ 補助上限 1自治体 250万円（定額）
※実施回数が多い自治体は600万円
- ◆ 事業実績 6自治体（令和4年度）

感染症等の拡大防止等に係る介護事業所及び従事者に対する研修等支援事業

令和6年度当初予算案 20百万円（50百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、介護事業所は通常とは異なるサービス形態で、また、介護従事者においては感染者又は濃厚接触者となるリスクを抱えながら継続して介護サービスを提供する必要がある。
- 令和3年度介護報酬改定においては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、一定の経過措置を設け、業務継続計画（BCP）の策定、研修・訓練の実施等が義務づけられた。
- 多くの介護従事者は感染症や標準的な感染対策についての教育を受けているとは限らず、感染対策を行った上で事業継続ができるよう感染症対応力向上が必要であり、本事業では、介護従事者向けの研修（集団及び実地）の開催、介護事業所におけるBCP作成支援等を行う。また、事業所・施設内での研修の実施に活用できる、eラーニング（「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」の配信）を実施する。

2 事業の概要・実施主体等

所要額

- 介護従事者向けの研修、eラーニング等の実施

要介護認定調査委託費：20,000千円（50,000千円）（▲30,000千円）

事業スキーム（実施主体、対象者、補助率等）



3 スキーム

【事業者・従事者への支援】



【事業所への支援】



成果目標

本事業を通じ、介護事業所及び介護従事者の感染対策力等の向上を図り、安定した事業基盤の整備に繋がり事業継続が可能となる。

令和4年度研修参加者：【事業者・従事者への支援】179事業所
【事業所への支援】24,081事業所

4 その他

「令和3年度介護報酬改定の審議報告」Ⅱ 令和3年度介護報酬改定の対応

1. 感染症や災害への対応力強化（1）
 - ①感染症対策の強化
 - ②業務継続に向けた取組の強化

東日本大震災の避難指示区域等での介護保険制度の特別措置（復興）

令和6年度当初予算案 7.9億円（9.2億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

保険者（市町村）が、東日本大震災により被災した介護保険の被保険者について、第一号保険料や利用者負担の免除措置を行った場合の財政支援を行うことで、当該保険者の介護保険事業運営の安定化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

保険者（市町村）が、東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、介護保険の保険料や利用者負担の免除措置を延長する場合に、引き続き保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。

実施主体：保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

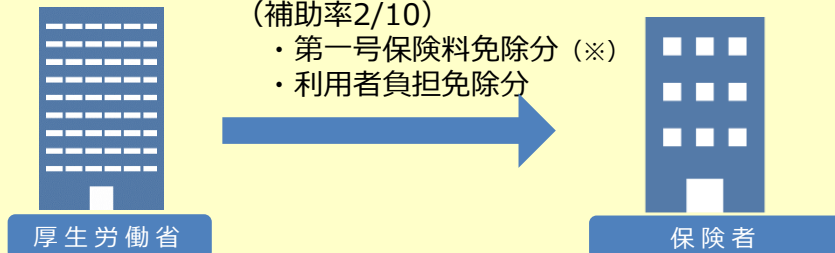
負担割合：国10/10

※ 財源構成割合（復興特会：特別調整交付金）は、令和3年度以降は2：8。

【事業スキーム】

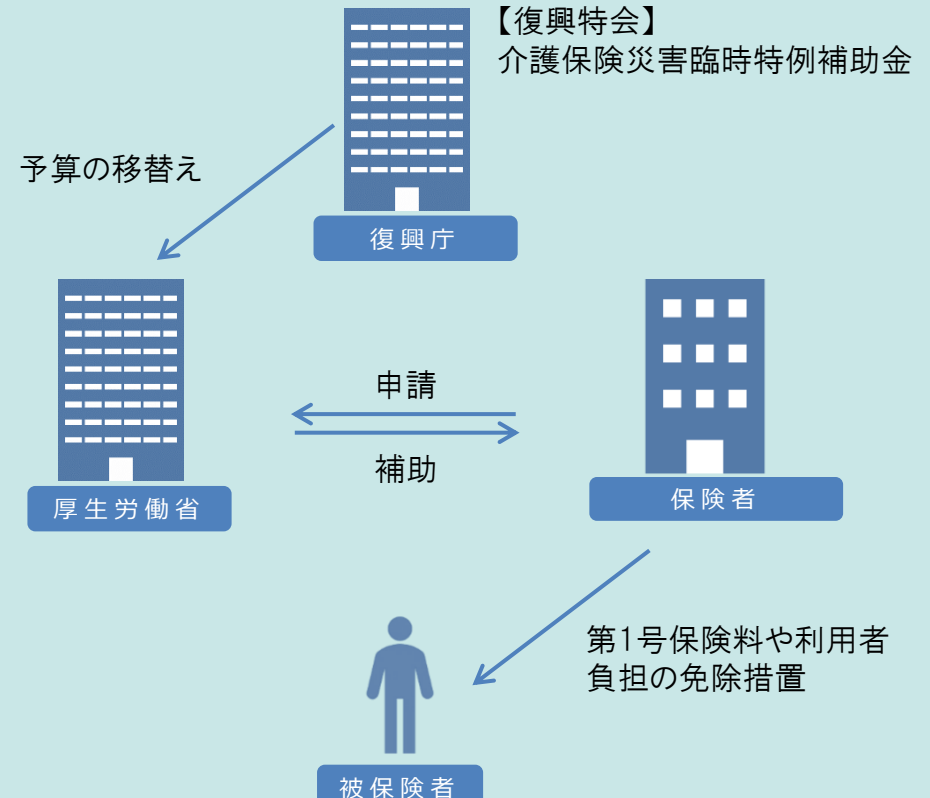
（補助率2/10）

- ・第一号保険料免除分（※）
- ・利用者負担免除分



※ 第二号保険料免除分は医療保険制度で予算計上

【事業イメージ】



東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置 (窓口負担・保険料の減免)

被災地全域

【震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1)及び特定被災区域(注2)の住民の方等について、窓口負担・保険料を免除
- 国により全額を財政支援(平成23年度補正予算及び特別調整交付金)

※「特別調整交付金」とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金(国民健康保険等における仕組み)

避難指示区域等

【平成24年度～令和4年度】

- 窓口負担・保険料の免除を延長
- 国により全額を財政支援(復興特会及び特別調整交付金)
- 避難指示が解除された区域等の上位所得層(注3)の住民
 - ・平成26年10月以降順次、特別措置の対象外(注4)
 - ・特別措置の対象外となった場合でも、本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
⇒ 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあつては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

特定被災区域(避難指示区域等以外)

【平成24年9月末まで】

- 窓口負担の免除及び保険料の減免を延長
- 国により全額を財政支援(特別調整交付金)

【平成24年10月以降】

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
- 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあつては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

【令和5年度】

- ① 帰還困難区域の住民及び平成27年～令和5年4月1日までの間に避難指示が解除された区域等の上位所得層以外の住民
 - 窓口負担・保険料の免除をさらに1年延長
 - 国により全額を財政支援(復興特会及び特別調整交付金)
- ② 平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された区域等の上位所得層以外の住民
 - 保険料の半額を免除、窓口負担の免除はさらに1年延長
 - 国により全額を財政支援(復興特会及び特別調整交付金)
- ③ 令和5年4月1日までに避難指示が解除された区域等の上位所得層の住民
 - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
⇒ ③の減免について、財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあつては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

(注1)「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2)「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3)「上位所得層」とは、医療保険では高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(国保・後期高齢者医療では、年収約840万円以上)。介護保険では、その基準に相当する基準を設定。

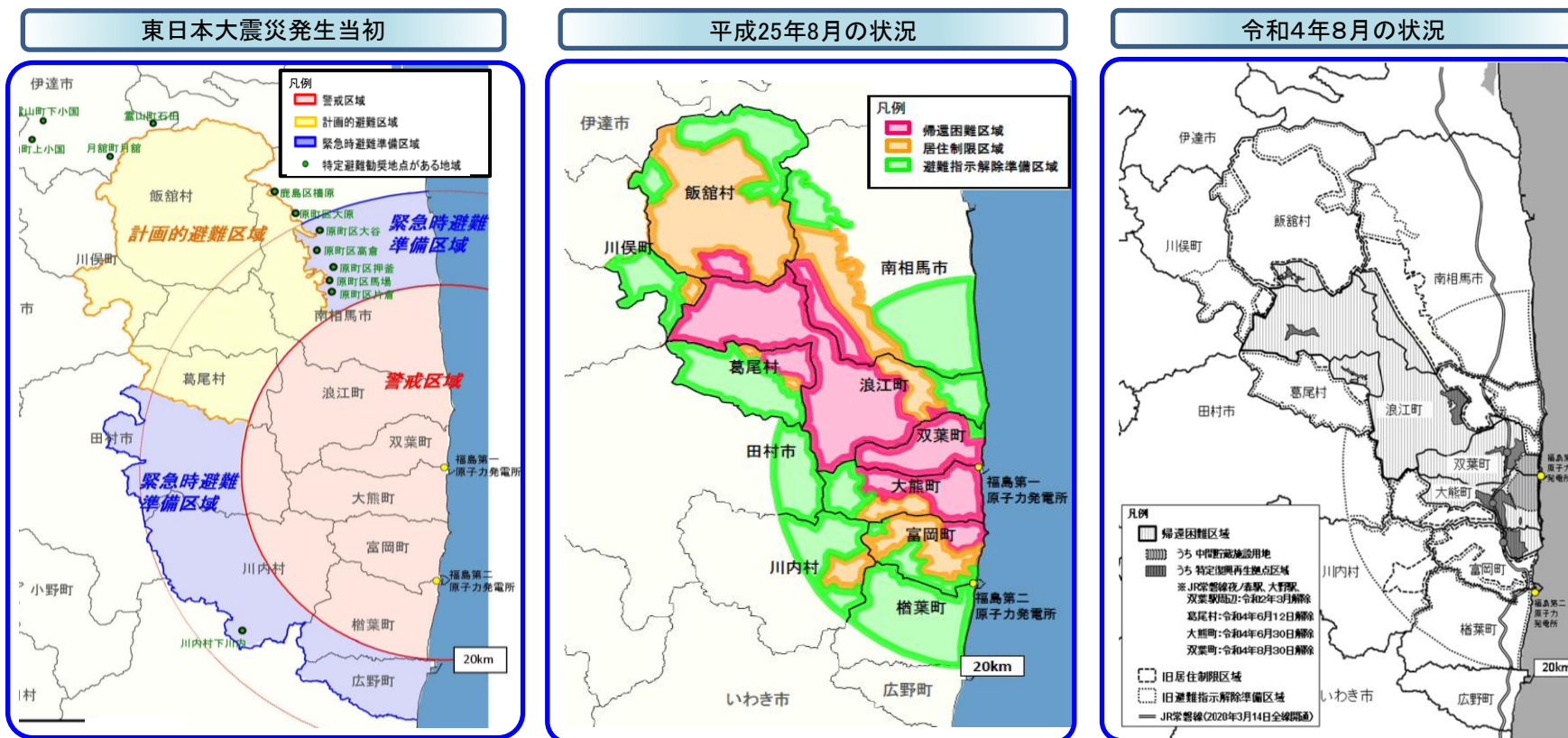
(注4)平成25年度以前に避難指示が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は平成26年10月から、平成26年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の指定避難勧奨地点)の上位所得層は平成27年10月から、平成27年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)の上位所得層は平成28年10月から、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の上位所得層は平成29年10月から、令和元年度に避難指示が解除された区域等の上位所得層は令和2年10月から、令和4年度及び令和5年4月1日に避難指示が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の上位所得層は令和5年10月から、特別措置の対象外とする。

(※1) (注1)・(注2)区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。

(※2) 避難指示区域等の窓口負担・保険料の免除措置に対する全額の財政支援の財源構成割合(復興特会:特別調整交付金)は、国保・後期高齢者医療においては、平成26年度以前の8:2から、平成27年度から7:3に、平成29年度から6:4に、令和元年度から4:6に、令和2年度から2:8に変更。介護保険においては、平成26年度以前は全額復興特会であったが、平成27年度から9:1に、平成29年度からは8:2に、令和元年度からは6:4に、令和2年度からは4:6に、令和3年度並びに令和4年度は2:8に変更。

避難指示区域等の解除・再編の経過

- 旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は**平成26年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成26年度に解除された旧避難指示解除準備区域(田村市の一部及び川内村の一部)及び特定避難勧奨地点(南相馬市の指定箇所)の上位所得層は**平成27年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成27年度に解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)の上位所得層は**平成28年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等の上位所得層は**平成29年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外としている。
- 令和元年度に解除された区域等の上位所得層については、**令和2年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外としている。
- 令和4年度及び令和5年4月1日に解除された区域等の上位所得層については、**令和5年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外としている。



【参考】東日本大震災の避難指示区域等での介護保険制度の特別措置

令和6年度予算案 8.5億円
〔東日本大震災復興特別会計〕

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。（※上位所得者とは、被保険者個人の合計所得金額633万円以上の者）

利用者負担
免除関係

①避難指示区域等の被保険者等の利用者負担額の免除に対する財政支援

()内は前年度当初予算額
3.7億円 (3.8億円)

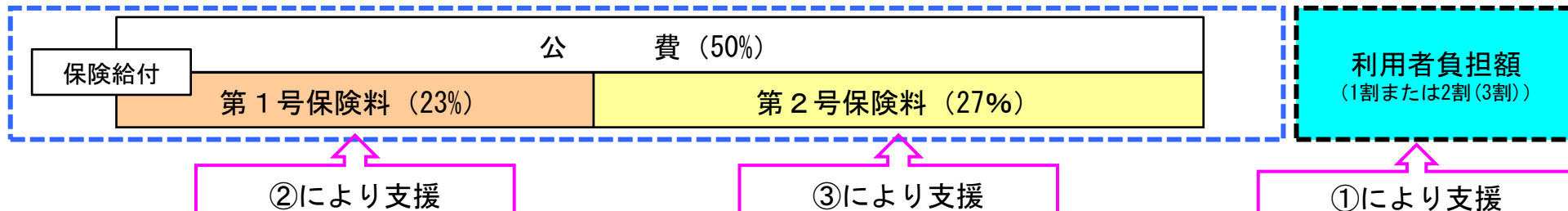
保険料
減免関係

②避難指示区域等の被保険者等の第1号保険料の免除に対する財政支援

4.2億円 (5.3億円)

③避難指示区域等の被保険者等の第2号保険料の免除に対する財政支援

0.6億円 (0.6億円)



※ 財源構成割合(復興特会:特別調整交付金)を、①②については平成26年度以前は全額復興特会であったが27年度から9:1に、29年度から8:2、令和元年度は6:4、2年度は4:6、3年度は2:8に変更。各医療保険者(都道府県国保、国保組合)の③については平成26年度以前は8:2であったが27年度から7:3に、29年度から6:4、令和元年度は4:6、2年度は2:8に変更。

【令和5年度からの見直し内容について】

- ・平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域を対象とする。また、避難指示区域等の指定が解除されてからの期間をきめ細かく考慮して施行することとした。
- ・被保険者の急激な負担増を防ぐ観点から、複数年にかけて段階的に見直す。
- ・保険料については、見直し開始年度は保険料の半額の免除に対して財政支援を実施する。
- ・利用者負担については、見直し開始年度及び見直し開始年度の次年度については、被保険者等の利用者負担の減免に対する全額の財政支援を実施する。

	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
【平成26年までに解除された地域】 広野、楢葉(一部)、川内(一部)、南相馬(一部)、田村	保険料		1/2	×	特例終了			
	窓口		○	○				
【平成27年に解除された地域】 楢葉(残り全域)	保険料		○	1/2	×	特例終了		
	窓口		○	○	○			
【平成28年に解除された地域】 葛尾(一部)、川内(残り全域)、南相馬(一部)	保険料		○	○	1/2	×	特例終了	
	窓口		○	○	○	○		
【平成29年に解除された地域】 飯館(一部)、浪江(一部)、川俣、富岡(一部)	保険料		○	○	○	1/2	×	特例終了
	窓口		○	○	○	○	○	

令和6年度当初予算案 1.0億円（1.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

原子力災害被災地域における医療・介護保険料等の減免措置については、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）を踏まえ、被災者の方々の実態を把握している関係自治体の御意見を聞きながら、丁寧に調整を行い、令和5年度から順次、見直すことを決定した。

減免措置の見直しの実施に当たっては、これまで10年以上にわたって免除対象であった被保険者から新たに保険料（税）を徴収するため、滞納によって、市町村の財政状況が悪化しないよう、国・市町村において、以下の取組が必要となる。

- ①国：当該減免措置の見直しを決定をした趣旨を全国の被保険者に周知し、理解いただく必要があることから、相談窓口（コールセンター）を設置し、被保険者が負担なく相談できる体制を整備すること
- ②市町村：収納率低下を防ぐため、通常の保険料（税）の徴収時に比べ、より一層、労力をかけて（あるいは勧奨の頻度を上げて）丁寧にきめ細かく（体制整備を含め）収納・滞納対策を実施する必要があること

上記取組については、関係市町村からも財政支援を強く要望されているところであり、福島県内の12市町村の財政安定化に向けた支援や12市町村以外の福島県内市町村も含めた収納・滞納対策に係る取組に対し、引き続き令和6年度も所要の財政措置を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- ①国分：国（厚生労働省）のコールセンター設置：約0.1億円
：福島県内の12市町村の住民及び福島県以外に居住する対象者の医療・介護保険料等に関する不安や疑問に対応するため、コールセンターを設置。フリーダイヤルとし、負担なく相談できる体制を整備。
- ②市町村分：福島県内市町村が実施する以下の取組について一定の上限を設け補助：約0.85億円
《取組》口座振替等の勧奨通知等（口座振替等による保険料（税）の自動引き落としを推奨するための勧奨通知の作成・送付費用）
収納業務委託（外部の民間業者や国保連合会に収納事務を委託する場合の委託費用）
滞納対策等のための非常勤職員増員（納付相談や滞納処分を実施するために非常勤職員を増員した場合の人件費）
《補助上限額》保険料減免見直し対象市町村：対象人口等を考慮して上限額を設定
避難者の多い県内市町村：対象人口等を考慮して上限額を設定

3 実施主体等

- 実施主体：国（厚生労働省）
県内市町村等（広野町、楡葉町、川内村、田村市、南相馬市、葛尾村、飯舘村、浪江町、川俣町、富岡町、大熊町、双葉町等）
- 補助率：国（復興特会） 10/10

福島介護再生臨時特例補助金（長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業）（復興）

令和6年度当初予算案 99百万円（1.3億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成23年3月に東電福島第一原発事故により避難指示が出された区域等では、今後多くの高齢者がこれらの区域で生活を再開することとなる。
- 避難指示解除区域等へ帰還した後の生活に必要な介護サービスの確保を図り、住民の帰還を促進するため、生活環境整備のための施策の一つとして、介護施設等に対する運営支援のための措置を講じ、既に再開した介護施設等の運営の維持及び震災前に行われていた介護事業の運営の回復を目指す。

2 事業概要・スキーム

- 避難指示解除区域の生活環境の一つである介護提供体制の構築
- 住民帰還の促進、帰還住民の生活不安の解消
- 避難指示が解除された地域における復興の促進

事業スキーム



※国は所要額を福島県に交付

※福島県が実施主体となり、介護施設等に対して運営支援のための助成を実施（令和4年度交付実績：27施設・事業所）

3 事業イメージ

●入所施設

避難指示解除区域等の介護施設を対象に、長期避難者の受け入れに対応するサービス提供体制を構築することによる緊急的な財政負担の軽減を目的として、特例的に助成を行う。

また、各施設は、介護人材の確保、新規の施設入所を進めるとともに、経営強化を図っていくため、経営の専門家からの助言を受けた上で「経営強化計画」を作成しており、令和6年度においてはこの見直しを行う場合に支援する。

<対象施設>

避難指示解除区域等の介護施設であって、令和2年度に支援を受けている施設（一定の要件を満たすもの）

<助成内容>

介護報酬の減収相当額

※ 運営支援については、入所者数に対する介護職員数の割合に応じて、補助額を補正



●訪問系サービス再開等促進事業

避難指示解除区域の居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、及び訪問リハビリテーションが安定的に提供されるよう、事業の再開を促進することを目的として、特例的に助成を行う。

また、各訪問系サービス事業所に対して、経営強化を進めるため、経営の専門家からの助言を受けた上で、「経営強化計画」を作成することを支援する（計画作成経費は補助対象）。

<対象事業所>

避難指示解除区域内の事業所避難指示解除区域内にサービスがない場合の外部の事業所

<助成内容>

介護報酬の一定割合（**5%**）を補助



令和6年度当初予算案 93億円の内数（102億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。（被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施）

2 事業の概要・スキーム

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

（取組例）

社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時的預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援（専門相談）など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

3 実施主体等

【実施主体】大熊町及び双葉町

【補助率】定額（国10/10）

【設置箇所数】

3箇所（令和5年4月現在）

※ 岩手県、宮城県は令和元年度で終了

※ 福島県については、福島第一原子力発電所事故により避難先の自治体にサポート拠点を設置しているため、引き続き事業を継続